

## 平成21年第1回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成21年3月9日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
5番 児玉敬二	6番 松永涉
8番 吉田正	10番 木村松雄
11番 阿部雅志	12番 岩本雅雄
13番 稲井隆伸	14番 武田矯
15番 月岡永治	16番 三木康弘
17番 香西和好	18番 出口治男
19番 原田定信	20番 三浦三一
21番 稲岡正一	22番 吉川精二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

16番 三木康弘	18番 出口治男
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	収入役 光永 健次
教育長 板野 正	総務部長 八坂 和男
市民部長 吉岡 聖司	健康福祉部長 秋山 一幸
産業建設部長 岩脇 正治	教育次長 森口 純司
総務部次長 田村 豊	市民部次長 岡島 義広
健康福祉部次長 笠井 恒美	産業建設部次長 富澤 公一
吉野支所長 西岡 司	土成支所長 佐藤 吉子
市場支所長 池光 博	財政課長 遠度 重雄
水道課長 森本 浩幸	農業委員会局長 大西 利夫

職務のため出席したものの職氏名

議会議務局長 藤 井 正 助

事務局長補佐 友 行 仁 美

事務局係長 滑 田 三 美

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前9時30分 開議

○議長（稲岡正一君） ただいまの出席議員数は15名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりです。

なお、吉田議員より、3月4日に一般質問の取り下げの申し出があり、許可をいたしておりますので、ご報告いたします。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（稲岡正一君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、阿波みらい吉川精二君の代表質問を許可いたします。

吉川精二君。

○2番（吉川精二君） おはようございます。

平成21年度第1回阿波市議会定例会。ただいま議長より発言の機会を与えられましたので、通告によりまして阿波みらい代表質問をさせていただきます。吉川でございます。

お手元に資料の配付ができておりますように、今回の代表質問、1点目は麻薬・覚せい剤（追放、乱用防止）の阿波市宣言。2点目は、景気（不況）対策についての当面の問題。3点目、農林業の振興について、市として今後の取り組みをお聞きしたい。4点目、板野郡西部学校給食センターのこれまでの経過と、阿波市一本化へ向けての取り組み、今後の課題等についてお聞きしたい。5点目、公共下水道事業、これは旧市場町の南部のほうで事業計画が立案され、現在に至っておるわけでございますが、これの現在の状況と今後の見通し、区域内の合併浄化槽の補助金の取り扱い。6点目、児童センター、児童館の指定管理者制度が今回上程されておりますが、これの諸問題について。以上、6点お聞きをするわけでございます。

なお、質問に先立ちまして、今回勇退されますところの表明がございました小笠原市長におきましては、阿波市初代市長として4年間、本当に全身全霊を打ち込まれまして、阿波市の社会資本の整備、また国保税を初め各種税金の市内の統一化、また公共料金の市内の一元化に向けまして努力をし、実績を上げられたわけでございます。今後とも健康に十

分留意をされまして、初代阿波市長として大所高所から阿波市発展のためにご助言、ご指導を賜りますことを心よりお願い申し上げる次第でございます。

特に、社会資本の整備の中では情報通信網、また学校の耐震化等目に見えるものが事業として残っておりますこと、大変私ども議会としても敬意を表するところであります。

また、今回の3月31日をもちまして職員の前に着席をされておりますところの管理職、吉岡市民部長、岩脇産業建設部長、また農業委員会事務局長の大西局長、吉野の支所長でございます西岡支所長、また土成の佐藤支所長、産業建設部の富澤次長、本当に旧4カ町村から阿波市への行政事務を引き継がれまして、市発足から幹部職員として小笠原市長を支え、献身的に市民の福祉向上のために努力されましたこと、私も議員の一人として感謝を申し上げ、退職後も市民として大所高所から阿波市発展のためにご助言、ご指導をいただきますようよろしくお願い申し上げます。長年大変ご苦労さまでございました。

それでは、代表質問に入らせていただきます。

6項目抱いておりますので、1項目ずつ質問をし、答弁をいただきたい、そのように議長のほうでお取り計らいをお願いいたします。そのほうが明確に、つながりがスムーズにいくんじゃないかと思っておりますので、そのような方法でお願いいたします。

まず1点目、麻薬・覚せい剤（追放、乱用防止）阿波市宣言について質問をいたします。

近年、新聞、テレビ等で連日のように報道されております我が国における社会情勢と申しますか、非常に大きな変化をいたしております。たびたび報道されておりますように、本来最高学府でありますところの大学の大学生、また大相撲界、スポーツ界はもとより、県内に目を向けてみましても、大麻草の吸引、またこれの栽培、本当に私たちのもう身近に迫っております。阿波市でも数年前にこの事件が発生し、県警のヘリコプターで追跡し、犯人を逮捕したというような経緯もございますし、また最近では高知県の室戸岬で大量の覚せい剤が港で発見され、高知、徳島両県警の合同の非常警戒をしまして、犯人の身柄を確保したというようなことが最近頻繁に起こっております。ほとんどこれらのニュースが報道されない日がないというような状況になっております。

また、この問題、国家としても、また我が阿波市としても、このような事件が発生をいたしますと、大きな損失を受けるわけでございます。家族はもとより、また住民にも危害が及ぶことが多々あると思うわけでございます。幻覚症状が出ますと、やはりここらの見

境がなくなるというようなことで、大変な事件、事故の発生が予測をされるわけでございます。

また、本人も健康的にむしばまれますので、医療のほうのケアも必要になってくるし、非常に大きな問題でございます。国家が、また市が健全に発展していくためには、この種の事件は絶対に阻止をしなければならない、このように思うわけでございます。百害あって一利なし、何ら利益を伴わないわけでございます。

このような時節当たって、国連はもとより10年の計画でこの事業に全力で取り組んでおります。また、我が国におきましても政府機関、また報道関係、いろんな業界、薬剤師協会とか医療関係、教育委員会、もうすべての機関を網羅し、全国の大会、県の大会、また四国の大会等毎年行われまして、これの防止に全力で取り組んでおるところでございます。

麻、アヘン、大麻、抗精神薬、有機溶剤、数限りなくこれに該当する薬品があるわけでございますが、これらを踏まえまして、阿波市としてこれの乱用防止、追放の阿波市宣言をしてはどうかと。本当に今の時期に1日たりともおくれず、素早く対応してほしいと思うわけでございますが、理事者のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） おはようございます。

阿波みらい吉川議員の代表質問にお答えをいたします。

ご質問のように、スポーツ界、大学生、芸能界、また一般市民の大麻や覚せい剤等の使用事件が連日のようにテレビ、新聞等で報道されております。薬物乱用問題は、日本だけでなく世界的広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国家を脅かすなど最も深刻な社会問題の一つとなっております。このようなことから、1987年国際麻薬会議において麻薬撲滅対策の宣言が採択されております。6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」といたしまして、各国で普及運動が展開をされております。国内におきましても、毎年各地で6月26日に、「6・26ヤング街頭キャンペーン」が行われております。

本市におきましても、青少年育成センターでは「薬物乱用は『ダメ、ゼッタイ』』というパネルを作成いたしまして、市内の中学校、高校での展示とパンフレットの配布を行ったり、また薬物乱用問題防止の標語募集を行いまして、優秀な標語につきましてはのぼりやカレンダーに使用いたしまして小・中学校に配布し、啓発活動を行っておるところでござ

ざいます。

また、早い時期から薬物乱用の恐ろしさについて正しい知識を身につけさせることが重要であると考えており、徳島県、警察、薬剤師会と連携をいたしまして、「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室」を学校の参観日に行っております。児童・生徒だけでなく、保護者への啓発にも効果を上げているところでございます。

また昨年、吉川議員よりお話をいただきまして、ケーブルテレビにおきまして薬物乱用の広報活動を行っております。ありがとうございました。

議員ご提言は非常によいことと受けとめております。市長部局や関係機関と協議を行いまして、宣言内容につきまして早速検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（稲岡正一君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） おはようございます。代表質問にお答えしたいと思います。

議員提案の阿波市宣言につきまして、先ほど教育委員会部局のほうからご答弁しましたとおり、関係機関と調整しながら阿波市宣言をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） ただまい教育の分野からは森口教育次長、また医療、福祉の面から秋山健康福祉部長に答弁をいただいたわけでございます。しかしながら、この問題、全市に関係をいたしますので、市長残された任期、最終日まで全力で取り組むというような意思表示をされておりますが、市として、市長として、このお考えをお聞きいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（稲岡正一君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） おはようございます。

ただいま代表質問として本当にすばらしいご提案をしていただきましてありがとうございました。

今、担当者からご答弁を申し上げましたように、大事なことでございますので、これは一部局だけでなくして市全体で取り組んで立派な宣言をし、また麻薬の怖さを知ってもらって、そういうことができない、起こらないように未然に最大限の努力をしてまいりたい

というふうに考えておりますので、これからも、特に吉川議員におかれましては、警察署におかれまして長い間少年更生員としてご活躍でございますので、そういう専門的な知識をぜひ私たちにもお与えをいただきまして、ともに住みよい町ができますように今後とも努力をいたしますので、よろしくご指導、ご協力くださいますようお願いを申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（稲岡正一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） ただいまお考えより、市としても本当今の時点で阿波市が健全に発展していくために教育委員会、また関係部と相談をし、連携をし、市長の名において宣言をするというようなお答えをいただきましたので、大変今の時節に適したすばらしい市長の答弁だと、このように私も敬意を表するものでございます。ぜひ、この残された市長の任期内に都市宣言をしていただきますようお願いをし、この質問を終わります。

市民におきましても、本当にこの問題、事が起こってからでは遅うございますので、きょう答弁をいただいた中で一日も早く宣言を出していただきたい。ここで今宣言するというような答弁をいただきましたので、大して予算も伴いませんし、小さな投資で大きな効果が得られると思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして2点目、景気（不況）対策について。1点目は、細かく現在の状況をどのように認識しておるのか。2点目、今後の取り組みはというようなことで、この件に関しましては、先般2月17日だったと思うんですが、臨時議会を市長のほうで招集、開会をいたしまして、国からの4億1,800万円も、これに阿波市の市債が5,000万円、もろもろの歳入を充てまして、合計で5億2,718万4,000円という本当に今の全国、また阿波市全市に広がっておりますところの景気対策、とりあえず補正予算で計上し、また今回続いて上程をされております補正予算、また21年度の当初予算でこれらもできる限り取り組んだ予算編成がなされ、既に臨時議会のこの5億2,718万4,000円につきましては、先般国会で関連法案が通過し、実施の運びとなっております。この中で大きいのは、住民への定額給付金、また商工会への景気活性化対策に対する1,900万円の補助、商工会で100万円負担してくれるようでございますので、これが2,000万円、これらを踏まえて現在の状況と、また全国では数多くの失業者、全国で15万7,806人、先般の統計の発表でございます。徳島県でも996人失業者が発生をしておるというような状況を踏まえまして、阿波市の現状、また相談の内容、今後の取り組み等もあわせて答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） おはようございます。

阿波みらい吉川議員の代表質問についてお答えをいたしたいと思います。

初めに、現在の状況をどのように認識しているかということですが、ご承知のように百年に一度と言われます現在の経済不況が市民生活に与える影響は非常に大きく、商工業や農業などの産業部門においては、消費不振による業績悪化や肥料、燃料などの資材高騰、価格低迷による経営状況の悪化が問題となっております。また、雇用面での不安等、個人生活への影響も心配されているところであります。

そこで、この状況に対しまして、本市としましては去る1月23日に阿波市経済不況対策会議を設置いたしまして、市民相談窓口の設置や緊急経済対策の取り組みについて検討をしているところであります。

この不況対策会議の窓口を設けましたその設置後につきましては、相談件数が4件ありました。それにつきましては、それぞれ各担当課において担当をいたしました。内容については、ちょっと個人的なこともありますので省略させていただきますが、農政関係が1件と人権関係が2件と。それから、地域課に1件あって、4件ありました。それについては、今申し上げましたようにそれぞれ担当課で処理をさせていただきました。

今議員からお話がありましたように、阿波市の雇用状況、失業状況、それについては産業建設部長のほうからお答えをさせていただきます。

この対策について、今議員からお話がありましたように、まず初めに12月議会で2,542万1,000円、これ補正をさせていただきました。これにつきましては、地域活性化・緊急安心実現総合対策事業ということで予算をお願いしました。

それからまた、今お話がありましたように、この4号補正で本市には4億1,823万3,000円交付され、もろもろの事業で経済対策について取り組んでいくということがあります。

また、この5号補正の中で定額給付金、それから子育ての応援特別手当等今回の議会で提案させていただいて、それによって実施をしていくということで提案させていただいております。

それからまた、新年度予算の中では、雇用セーフティーネット強化対策ということでふるさと雇用再生特別交付金があります。これについても、新年度予算の中で予算を計上させていただきます。よろしくお願いいたします。



この経済対策の総事業費につきましては、総額で12億7,477万円予算としてお願いをしておるところでございます。この中で、今お話がありましたように定額給付金、今それぞれはや他市では支給をされている町もありますが、本市としましては、この定額給付金につきましては、対象者がおおむね4万2,056人です。市内の約1万4,700世帯の世帯主を想定しております、給付総額としましては6億5,000万円を見込んでいます。

この申請方法をちょっと簡単に申し上げますと、この申請及び給付の方法につきましては、市から申請に必要な書類を簡易書留で、現在予定しておりますのが、4月2日に書類を送付という予定にしております。お送りしますと、郵送または窓口への提出によって給付の申請を行っていただき、申請者が指定した口座への振り込み等により給付するようにしております。

4月2日に送付の予定にしておりますが、4月1日に阿波広報、その中にチラシとして広報を、詳しく書いた方法を広報の中に折り込みとして一緒に送付するようにしております。この給付の開始時期につきましては、現在、4月の下旬ごろを目指して現在作業を進めておるところであります。

以上、簡単ですが、答弁いたします。

○議長（稲岡正一君） 岩脇産業建設部長。

○産業建設部長（岩脇正治君） おはようございます。

阿波みらい吉川議員の代表質問にお答えをしたいと思います。

代表質問冒頭に、身に余るお言葉をいただき、ありがとうございました。

市内における雇用、失業状況についてでございます。先般、吉野川及び美馬のハローワークに問い合わせてみましたところ、阿波市に限定した失業者や休職登録者は把握できていないというようなことでございます。企業、会社関係においては、1月以降、企業や会社の都合と思われる雇用調整が見られるようで、この4月から6月にかけて大企業からの影響が懸念されているというような状況でございます。

求人関係についても、企業、会社の状況により、全体的に求人数は減少傾向にあり、特に製造業は少ないようです。求職関係は、年あけ以降、非正規職員だった若年層の相談者が目立つようになって、全体的に新規の求職者数は増加傾向で、求職、求人の割合を示す有効求人倍率も徐々に下がり、景気は悪化傾向にあるとのことで、美馬、吉野川管内では、本年1月、両管内とも0.14ポイント下がっているというようなことござい

す。

商品券のことをございます。国の地域活性化・生活対策臨時交付金事業で商業機能の再生と地域の消費拡大を促進し、地域商業活性化を図る目的として、阿波市の商工会の合併記念とあわせて商工会が実施する商品券事業に対しまして補助を行うものでございます。

事業内容につきましては、1万2,000円の商品券を1万円で1万セットの販売。2割の上乗せ分ということで市が1,900万円、商工会が100万円を負担するもので、この事業につきましては、市内での消費拡大の推進を図るため、先般の臨時議会でも申し上げましたとおり、色分けをして6割を小売店へ、4割を大型店で消費いただけるように計画いたしております。

販売は、阿波市民に限定し、身分証明書、運転免許証、健康保険証により本人確認を行い、販売については商工会とも協議し、1万4,000世帯のうち約7割程度と試算して、先着順として協議をさせいただいております。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 定額給付金につきましては、八坂総務部長より答弁をいただいたわけですが、4月2日に作業に入るというようなことで、最近の報道等見ましても、小さな規模の町村は既に対応ができて給付が始まっている。大きな都市ほど、こういったら語弊がありますが、規模の大きいところはややおくれているのが現状、ただやはり大きくても小さくても、できるだけ早く、合併して大きくなったからおくれるということなしに、旧町村のときのような小回りのきく行政運営を心がけてほしい。

4月下旬ということですが、やはり景気刺激の対策上からも、受け付けをして速やかに、早く給付ができるように繰り上げて、できるだけこの事業の本来の効果が発揮できるように取り組んでいただきたいと思います。この点答弁をいただきたいのと、今岩脇産業建設部長より答弁をいただきました商品券の件ですが、4割と6割、これは商工会補助で出しますので、商工会のほうで運用を心がけてくれるわけですが、やはり本庁の世帯数が広報阿波の先月、1月末現在の世帯数が1万4,361戸という現状を踏まえまして、1万セットの発売、やはり行政は1,900万円の補助を出すんですから、この間、これの予算審議のときの説明では、1人1セット、最大3セットの購入が可能ですと。議会への説明はそうだったんですよ。ということは、極端な話をすると、細々とした商品でなしに、ガソリンスタンドとかまとめて使えるところ。会員さんに、この券

が適用するところがあるとするならば、1万2,000円ぐらいの券だったら、満タン2回で使用が終わるんですよね。そこらを踏まえて、恐らく購入の希望者が殺到すると思うんです。

今の答弁では、1戸に1セットというようなことでございますが、この修正された過程、どのような協議を踏まえて修正をされたのか。私は、少なくともやっぱり1万4,000世帯あるならば、1万4,000セット、市の財源を使うんですから、すべてに平等に行き渡るように、そして購入の辞退者、希望のない人があるならば、複数の配布を、購入をしていただく。やはり行政は公平であると、こういう原点に立って、少なくとも1世帯1セット、購入希望のない分については大家族の複数で家族構成をされているところへ販売をします。こういうやっぱり市民はすべて平等、公平である。原点を貫くのが行政の責務である。

どうですか、これ。追加補正組んででも1万4,000世帯に1セットずつ渡るように、まだ補正の機会もありますので、商工会と相談して1戸に1セット。ただ、購入希望のない分については複数の家族の多いところへというようなことが、後で市民から問題を指摘をされないし、すべてに平等につながるのではなかろうかと思いますが、この点の答弁をよろしくお願いします。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 定額給付金につきましては、今議員が言われましたように編成チームをつくって準備作業をしております。一日も早く市民の皆さんにお届けするように努力をいたしたいと思っております。

○議長（稲岡正一君） 岩脇産業建設部長。

○産業建設部長（岩脇正治君） 吉川議員からの再問でございます。

市民全体に当たるような配慮をということで、先ほど私も落としておりました。ただし、1世帯当たり3セットを限度として販売するというようなことでしております。1万4,000世帯全戸に渡るようにというようなことも検討いたします。なお、理事者と十二分に検討してみたいと思っております。

○議長（稲岡正一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 再々問になるので、この問題、この質問を最後に打ち切りたいと思っておりますが、実のあるお答えをいただきたいと思っております。

検討するというのでなしに、やはり一步踏み込んで、というのは1万4,000世帯

全部希望したら抽せんで配布する。これやはり商工会が販売するから商工会の運営に任すべき性質のもんですけれども、補助申請の過程でやはりすべてに平等であるということをお忘れてもろうたら困るんです。すべてに平等、これがもうこの問題だけでなしに、市政全般の原点です。基本です。

したがいまして、やはりどうしても1万セットでするんなら、申し込み希望者を募って、抽せんをし販売するか、もしくはやっぱり1万4,000世帯すべてに一応こういう市の事業があると機会を与えて、それでなおかつ辞退があれば複数の販売をします。もう少し前向きな答弁をいただきたいと思います。

総務部長のほうはこれ4月1日を控えまして職員の異動、いろんな大作業がございますが、少なくとも1週間でも10日でも前倒しができるように、今答弁いただいたようにお取り組みを、郵送したら少なくとも、こういう問題ですから、市民から返ってくる反応も早いと思うんです。

それともう一点、寝たきりとか代理で受領する場合の詳細のほうは、もう少し突っ込んだ答弁をいただきたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 今、吉川議員ご質問ありましたように、障害者の方とか独居老人の方、そういう方は必ず市内にはおられますので、今考えておりますのは、民生委員にお手伝いいただいて、そういったこともご相談を一緒にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩脇産業建設部長。

○産業建設部長（岩脇正治君） 吉川議員の再々問にお答えをいたします。

この案件につきましては、商工会とも十分協議した結果、1世帯3セットとしております。議員提案の趣旨、公正公平については理解をしておりますが、提案どおりご理解いただきますようお願いをいたします。

○議長（稲岡正一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 先ほどの件はもう再々問で終わりましたので、提案どおりとい

うようなことですが、行政におきましてやはり平等という観点から、十分市民に対しての説明責任があるかと思えます。ここらを十分本事業に、諮問の理解が得られるよう、それからほかの団体からも一緒ですが、補助金の申請の段階で原則公平、平等、市民はすべて同じ扱いであるということの原点を認識をして今後取り組みをするよう要望をいたしておきます。混乱のないようにひとつ商工会と十分密に連絡をとって取り組んでいただきたい。

次、農林業の振興、市としての今後の取り組みについて。3点目を質問いたします。

休耕地の利用対策ですが、現在阿波市では長年にわたる休耕地が75ヘクタール、単年度もしくは短い年度で休耕地が15ヘクタールと。これは農業委員会の農業委員がご足労をされて調査をした結果、現在の休耕地がこのように数字で出てきておるようでございます。

全国では非常に多くの面積、大体国土面積の10%、1割が現在休耕地。面積にすると、埼玉県がすべて休耕地であるというような状況下のものでございます。また、徳島県におきましても、1995年、約10年前ぐらいが2,381ヘクタールですが、大体1970年代の2.7倍ぐらい。現時点では2,510ヘクタールが休耕しておると。阿波市の現状が90ヘクタール。今回の21年度の当初予算で、国のほうにおいてもこの休耕地の作地への復元ということで、農地においてはこの復元の費用を国費で5万円から3万円ぐらい補助が出るような制度が現在審議をされておるようでございますが、本市におきまして、これらを反映してどのように取り組むのか。また、当初予算の平成21年度を見ましたときに、昨年度より8,000万円もの予算が減額になっております。この間の景気対策にしても、武田議員が先般指摘をされましたように、農薬散布用のヘリコプター3台だけ120万円、5億一千万円余りの予算の中で120万円。

また、当初予算が8,000万円の減額。このほとんどが土地・水保全事業、中山間等主な事業がございまして、これらを踏まえて、骨格予算ではありますが、本市が生きていくためには一番基幹の産業、今の現時点を踏まえた、就業人口からいろんな面から京阪神生鮮食料品の供給基地として、すべての農産物ではほとんど県下での一番の産出額でございますが、稲作転換を進める上でも野菜、園芸は、米の消費は限られておりますので、ほかの分野へ進出をしていく。また、不況で職場を失った人たちがUターン、Iターン、また農業後継者として農業で生計を立てていくと。これらの点、指導、相談。また、農作物はすぐに収穫が上がりませんので、作付してから少なくとも6カ月はかかるわけです。こ

こを踏まえまして、私は当初予算で8,000万円も減額になっておる。非常に農業に対する市の姿勢、どのようにとらえておるのか。ここらを総合的に、現時点の状況、この世相を反映しての取り組み、また補正予算等でこれらに対応される施策があるならば、ここらの答弁をいただきたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 岩脇産業建設部長。

○産業建設部長（岩脇正治君） 吉川議員の遊休農地の解消について、第1点目、答弁をさせていただきます。

阿波市は、県下有数の農業地帯として発展してまいりましたが、担い手の減少や高齢化が進んでいる地域において、農地等の農業資源を守り、農業と農村をどう維持存続させていくのか、極めて重要な課題となっております。

阿波市内の農用地について、昨年農業委員会委員による耕作放棄地の現況調査が実施されており、約85ヘクタールが確認されているところでございます。この遊休農地の解消に向けた取り組みとして、農林水産省において耕作放棄地の解消を推進するため、平成21年4月から新たな助成制度、交付金を予定いたしております。この事業補助を受けるに当たっては、市町村単位で担い手総合支援協議会を設立、阿波市においては平成18年10月16日に施行していましたが、事業に対応できるよう先般、平成21年2月9日に協議会を開催し、規約の改正をいたしております。このメンバーには吉野川農業支援センター、農業委員会、市内4農協、オブザーバーとして市内土地改良区、徳島西部、東部共済組合及び阿波市農業改善計画策定委員会、中四国農政局の所属職員。

この助成制度の成立に先立ち、平成20年度の補正予算において耕作放棄地復旧に試験的に取り組む展示圃の復旧に対し必要な経費を国が全額補助する耕作放棄地再生利用推進事業を実施し、耕作放棄地の再生、利用に向けた体制整備や詳細調査、障害物除去等の再生実証試験を実施することになっております。

展示圃については、県と阿波市担い手協議会で協議し、土成町の遊休農地を申請をいたしております。

新規事業の内容につきましては、生産基盤である農地が転用、改廃等により減少傾向にある中、食料の供給力を強化していくため、耕作放棄地を営農可能な状態に回復、再生を含め農地の有効利用を図るもので、障害物除去、深耕、整地等荒廃の程度に応じ、10アール当たり3万円から5万円。土地改良に対する支援として、10アール当たり2万5,000円。営農定着に対する支援として2万5,000円。なお、施設等の補完整備、用

排水施設、鳥獣被害防止施設に対しては2分の1の補助がなされます。

次に、21年度当初予算が減額しているということでございます。

21年度予算編成につきましては、行財政改革に取り組むとともに、法令に基づく義務的なもの、行政活動の継続性を図るもの及び緊急を要するものを中心とした骨格的な予算編成方針に従い編成いたしております。

21年度農林水産業費の当初予算につきましては3億7,500万円で、前年度予算に比べて8,100万円の減額となっております。要因といたしまして、農業総務費、人件費の削減約2,500万円、県単独地域農業振興対策事業で約1,600万円、農地費、土地改良事業の減約400万円等であります。

土地改良事業につきましては、国、県の補助事業を活用し、継続して実施しておりました事業が終了したための減となっております。

農業振興費について、今後事業要望等が決まれば、関係団体及び県に対し十分協議し、補正予算で対応してまいりたいと考えております。

それと、新規就農者支援対策について、新規就農支援制度と対策については、各都道府県に設置されている青年農業者等育成センターが設置されており、就農支援資金の貸し付け、農業の技術経営の習得に関する情報の提供、相談その他援助を実施しております。ただし、この制度の対象者は、県知事に就農計画を提出し、認定を受けた認定農業者となっております。

県において、新規就農相談窓口を開設しており、阿波市、吉野川市では吉野川農業支援センターで新規就農者を初め農業の担い手を対象とした技術及び経営指導に関することを。また、とくしまアグリテクノスクール（徳島農業大学校）において農業に興味のある人、農業を始めようとする人、将来就農を希望する人を対象として果樹、野菜、花卉の栽培の基本的な技術の講座並びに圃場での実践的な栽培を行う等農業に関する情報交換や先進農家、市場等の見学を実施しております。

周辺の市町村での取り組みとして、上勝町が将来5年以上継続して町内に居住する方に対し、生活の経済的手段として500万円以上の近代化施設を整備する場合、施設整備費に対して補助金を交付する制度を実施しております。

また、山城町においては、新しく町へ定住する者で住民登録し居住する者、転入支度資金1世帯当たり15万円及び転入奨励金1人当たり50万円の転入奨励金が交付されております。ただし、この制度は、5年間は無利子の貸付金となっており、5年を経過し引き

続き定住するときには奨励金となっております。しかし、5年以内に転出するときには、返済が必要となっております。阿波市においても、新規就農支援について調査検討をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（稲岡正一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 今、当面のいろんな問題につきまして答弁をいただきました。

当初予算8,100万円の減額予算ということで内容を説明をいただいたわけでございます。不足分について必要なものは補正予算で対応するとの答弁でございました。

近年、農業の、いわゆる生鮮の食料品、野菜等の阪神の供給基地として阿波市の占める役割は非常に大きいものがあるわけでございますが、農業経営者、農業従事者、またJA等から今農薬の名前なんかほとんどもう毎年のように名称が変わり、またほとんど英文の、いわゆる片仮名の農薬名になっております。

また、この残留農薬のいわゆる残留期間、中国の輸入野菜に見られるように、消費者に十分説明責任を果たしていかなければならない。また、この問題が発生すると、全農家に被害を及ぼすというようなことで、農業者、従事者、またJA等から、先般の緊急対策の補助の申請のときに、資料で農協から出ておりましたように、農業電子図書館、いわゆるインターネットでの農薬等の名称、また農林省の指定等が変わったときに変更になったりしたら、ボタン一つでどの農家がいっても検索ができるというような専門的な資料が出ているのが農協から要望が出ていたようでございますが、というような点が達成できておらないというようなことで保留になっておるようでございますが、補正予算でできるだけ早い機会にそのような整備を図られるよう、と申しますのは、前段申しましたようないろんな問題を抱えておりますし、本市の就業構造から見ましても、もう農業の振興というのは最重要課題だと思うんです。後の保守管理はJAにお願いするとしても、市役所もしくはJAにこのような農業電子図書館というような名称の機器の設置を補正予算で対応していただいたらと思うんですが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 岩脇産業建設部長。

○産業建設部長（岩脇正治君） 吉川議員の再問にお答えをいたします。

農薬の電子図書につきまして先般申し出ございましたが、議員のお話のとおりでございました。補正予算等で対応して、また補助事業等も検討してみたいと思います。

以上です。



○議長（稲岡正一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 今部長より答弁をいただきましたように、稲作から蔬菜園芸への転換というような大きな視点に立ちまして、ぜひ補正で早く取り組んでいただきたいと思います。

続きまして4点目、板野郡西部学校給食センターの問題についてお尋ねをいたします。

この問題、私も先般、昨年の6月議会で質問をしたわけでございますが、既に合併協定書、合併の覚書等によりますと、既にこれはもう実施がなされておらなければならない時期になっておるわけです。これらを踏まえまして、昨年質問したとき以降のこの会申し入れ、またこれに対する協議の内容、またここの種の問題、やはりご父兄、保護者の理解を得るのがまず一番でございます。保護者を交えてのこの問題に取り組んでどのように協議会をされたのか。そして今、状況を踏まえまして、どのように阿波市一本化に進んでおるのか。

生徒数がかなり減少しておりますので、私はこの分野は素人でございますが、阿波と市場の給食センターの建物は利用すれば、あの建設当時の生徒数からいったら、十分使用に耐えるんじゃないだろうか。地域の行政区画、大俣のほうを阿波町の給食センターから運ぶとか、地理的なことを勘案して十分対応できるんじゃないだろうか。もし対応できない場合がある場合、合併特例債の使える間に早く整備するのが筋じゃないかと。

また、市内一本化という観点からも、市内は一つというような観点からも、一日も早い実現を望んでおるのが市民の実情でなかろうかと。これの脱退、私どもの阿波市はし尿処理の問題も申し込んでから半年ぐらいで上板町さん、十分協力をして相手方の要望にこたえていると思うんです。したがって、やはり将来近いうちに上板、板野がこちらと合併するというような要素があるならば、現状においてもこれはやむを得んと思うんですが、やはり阿波市の経済的な財政効率、財政投資が行われ、また市民の理解、また市の一体感等を考えまして、この点を答弁をいただきたいのと。

私も組合のほうは議員ではありませんので出ていっておりません。組合会議で運営されておりますので、これは組合の内部のことでございますが、この中で協議をされとんですが、一昨年ですか、昨年ですか、新規職員、退職の補充に伴う4名の職員採用いたしました。今回六千何百万円のこの負担金が出とんですが、これらの人事、4名採用して現時点でその後どのような勤務状態になっているのか、この点も兼ね合わせてお聞きをしたいと思います。

なお、行政と申しますものは、やはり企画、立案、決定は行政が行いますが、この過程の中で地域住民、関係者の声を十分に受け入れ、反映するというのが行政の最大の使命であります。そのような観点から、この給食センター利用者の父兄の現在の希望、反応、また要望、どのようにお聞きをしているのか。これもあわせて答弁をお願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 吉川議員の代表質問にお答えをいたします。

給食センターのことですが、ご承知のように市内小・中学校の給食数1日約3,500食のうち、土成町、吉野町の小学校4校と中学校2校につきましては、板野郡西部学校給食組合で1日約1,400食を賄っております。

合併協定書におきまして、合併後速やかに構成団体と組織体制について調整するというふうにされておりましたけれども、昨年度まで協議はなされておりました。議員先ほどご質問のように、議員からのご質問もあり、また昨年年第3回定例会におきまして、木村議員の代表質問に対しまして、市長から正式に文書を持って申し入れをするというふうなことで、文書でもって申し入れを現在いたしております。

しかしながら、まだ具体的にいつごろ脱退するというようなことについてはお答えはいたしておりません、現在のところは。教育施設検討委員会におきましても、保護者等、また学校からのご意見等もいただきながら、できるだけ早く統一したいというように考えて、今現在協議会のほうでは事務的なものにつきましては協議をいたしております。

また、もし脱退できるとすれば、先ほどご質問にありましたように、現在市内にあります2つの施設を改修をいたしまして、合併特例債の活用ができる期間中に改修をいたしまして、給食の配送車でありますとか、食器類等の購入につきましては、そちらのほうを活用していきたいというふうなことを考えております。

また、一昨年、職員採用のことでご質問いただきまして、組合のほうにお聞きをいたしました。4名を採用し、今現在2名の方が退職されておる状況でございます。1名につきましては、現在病休で休職中ということで、残る1名の方につきましては、通常の勤務をされておるといふようなことを聞いております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（稲岡正一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 今、結果と取り組みについて答弁をいただいたわけですが、非常にこの協議の回数が少ないように思うんですね。精力的に回数を重ねて、今こ

れの、阿波市一本化への脱退の答えも方向性もまだ出ておらない。もう合併して4年になるんですから、やはり学校教育の中の給食というようなことで、非常に子供の人格形成、また体力、健康面のいろんな面から配慮いたしましても、やはり阿波市一本化することが将来の、これはまだまだ協議をしなければならないことですが、市の直営でいくか、管理委託するか、いろんな問題を踏まえて、今一日も早くこの問題は解決をしなければ、放置できる問題じゃないと思うんです。再三再四会議を重ねていただきまして、十分理解住民からいただけるように努力をし、一日も早く阿波市一本で運営ができるようにと申しますのが、住民の声もストレートに反映ができますし、ご努力をお願いしたい。

なお、先ほど職員2名採用されて、間もなく退職と。これはどのような事情、まあこれはそれぞれの個人の何も入ってきますが、あと臨時で対応しておるのか、ここらもお聞きをいたしたいのと、今後どのように積極的に間隔を詰めて、早い時期に実現ができるような方法でおられるのか。決意のほどをお願いをいたします。

○議長（稲岡正一君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 先に職員の件につきましてお答えを申し上げたいと思います。

先ほど言いましたように4名採用されて、2名が退職ということでございます。退職の事由につきましては、具体的には伺っておりません。それで、1名休職中、1名の方は通常勤務というふうなことでございます。

今後の取り組みということでございますが、組合議会でなしに現在事務局でありますとか、学校長、薬剤師会というようなことで、給食の運営委員会というのがございます。運営委員会におきましては、私のほうからも脱退についてはお話をさせていただいております。今後、組合議会ともご協力をいただきながら、早期に脱退し、統一ができるような方向で進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 吉川精二君。

○2番（吉川精二君） 今、森口教育次長より答弁をいただきましたが、答弁のように一日も早く阿波市一本化ができますようご努力をお願いを申し上げます。

続きまして、5点目の公共下水についてお伺いいたします。現在と今後の状況。これは、適化法の問題等もあるようでございますが、阿波市発足から4年経過して、この特別会計の予算115万円のままで。原点に立ち返って、議会からもこの区域内の負担金の

問題で毎回のように質問が出ておりますが、来年度からということで市単独の四百数十万円の前算が今回計上されておりますが、これの救済の方法、道義的にどのようにとられておるのか。

私は、阿波市発足からさかのぼって補助するのが適当でなかろうかと、このような認識を持つものでございます。ここいらをやっぱり地域住民と十分ひざを交えて、法律でくくってしまうならば、むしろ4年さかのぼったときに今できるような説明、取り組みをするべきであったと思うんです。この4年間に、同じ市民でありながら補助金が一銭も受けられない。これはやっぱり行政に責任があるわけですよ。今事業が進・しているんなら言いわけができます。しかし、事業のほうは凍結したまま、特別会計で115万円。これでは住民は納得をしないと思うんです。したがって市単独で、適化法の問題もありますが、できるならば、市発足までさかのぼって補助金を提供すべきであると。補助すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 吉川議員の代表質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、公共下水道事業、現在の状況と今後の見通しについてというご質問でございますが、阿波市の特定環境保全公共下水道事業は、平成13年に事業認可を受けております。事業に着手いたしましたが、平成14年12月に処理場予定地の白紙撤回の請願が採択をされまして、以降実質的には事業は休止の状態でございます。合併によりまして、事業は阿波市に引き継がれましたけれども、その後も事業は進展をいたしておりません。当該事業につきましても、平成21年で事業認可を受けてから10年に当たりますが、その間に町村合併を含め、事業を取り巻く状況が大きく変わってまいりました。

阿波市の全体の汚水処理を考えるときに、市場の公共下水道事業だけではなく、阿波市の全域の汚水処理にどう取り組んでいくかの課題に対応するため、阿波市全体の汚水処理構想を策定いたしまして、それをもとに事業計画を考えていく中で、現在認可を受けている市場町の公共下水道事業につきましても、結論を出していくことが必要だと考えまして、平成18年に阿波市汚水処理検討委員会を設置いたしました。平成20年11月までに計7回委員会で検討をしましてまいりましたが、さまざまな問題がございまして、結論には至っておりません。

21世紀は環境の時代と言われ、環境行政は重要施策として位置づけられるため、地域の環境を管理し、安全でかつ良好な状態を将来の世代に継承していくことが自治体にとつ

ては大きな課題であり、重要な使命でもあるため、今後も汚水処理事業の推進は必要と考えております。

しかし、公共下水道事業は多額の予算を必要とするため、事業推進には市の財政事情が大きく関係し、他の事業にも影響を与えることも考えられます。阿波市全体の公共下水道事業を計画する場合、市の財政を左右する大きな事業でありますので、今後専門的な知識を持った方たちを含め、体制を整えて、検討委員会の中で十分協議をしていきたいと、そのように考えております。

それから、認可区域の中で補助が受けられなかった方につきましては、平成21年度から市単独事業として補助事業の中で要綱に従いまして浄化槽補助基本額を交付する予定となっております。

ご質問の遡及して浄化槽補助金は出せないかのご質問でございますが、国の補助金等の手続につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金適化法というふうにはなっておりますが、よって処理が行われておりますが、地方公共団体につきましては地方自治法第232条の2において地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄附または補助することができるとしておりますが、その支出につきましては、補助金適化法に準じた各地方公共団体の規則、要綱などによって執行をされております。

補助金適化法第3条では、関係者の責務で補助金等に係る予算の執行に当たっては補助金等が国民から徴収された税金、その他貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないと規定をされております。

第6条では、補助金等の交付決定というところでございますが、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算に定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査をしなければならないと規定をされております。したがって、法または運用等の限界もあり、これまで補助を受けないで設置された方につきましては、大変申しわけなく思っておりますが、さまざまな理由がございまして遡及することができませんので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 今、市民部長より答弁をいただきました。これは法律上の問題であって、やはり申請がそのときなされておらないというのは理由に当たらんと思うんです。というのは、市のほうで受け付ける受け皿がないのに、申請するところがないわけなんです。したがって、市単独事業で行うならば、これは準ずるということの趣旨はよくわかりますが、関係者からすると十分な説明にはならんと思うんです。受け付ける機関があつて申請ができておらないということであれば、受益者に責任はありますが、受ける姿勢を持たないということでの申請でありますから、当然行政当局で受け付けをしていない。これらを勘案して、やっぱり市単独で、少なくとも市が発足したときまでは購入の領収証、いろんな資料がそろえば、市単独事業として私は交付をするべきである。どうしてもできないとするならば、道義的な責任から、これらの関係地区の関係住民にやはり説明責任が要るんじゃないかならうかと。この点どうお考えでしょうか。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 道義的な責任というお話がございました。私たちが行政を、仕事をしていく上におきましては、やっぱり行政上法令を守らなければならないということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それと、説明責任があるのではないかというご質問でございます。

地元に対してそういう、この計画内容がある程度具体化した段階でそれも合わせて説明会、計画をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（稲岡正一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 今答弁をいただいたわけですが、やはり受ける受け皿がないのに申請はできないわけなんですから、そこら十分関係住民の理解を求める方法と、できるならば税金の不納滞納額にしていろんな問題、3年さかのぼって不納額の場合は徴収もすると。これは法との絡みもありますので、ただ住民はそのような法の問題は十分理解をしておらないわけですよ。ぜひ今言った方法がとれるならばとっていただきたい。できないのであれば、住民に行政としてやはり誠意を尽くして謝るべきであると、このように思います。これ総括して市長、現時点での心境をお聞かせいただきたいと思ます。

○議長（稲岡正一君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 吉川議員の再問にお答えを申し上げます。

今部長が申しあげましたように、行政にはいろいろな事情があるわけでございまして、おっしゃることはよくわかるわけでございますが、法律に動かされておるといふ行政の立場もぜひご理解をいただきたいと思ひます。

また、私これまでも答弁申しあげましたように、本市にはこの合併後いろいろな検討委員会がつくられております。その検討委員会の中で本当に職員は知恵を絞り、汗を流していろいろなことをよくなるように検討をしております。その検討委員会の答申をいただきましたものを私の一存だけでこうするべきだといふのでは組織は動かないといふこともございますので、今後そういうことにつきましては十分注意をしながら執行ができるようにしていきたいと考えております。

今回のことにつきましてはまことに申しわけないと思ひますけれども、ぜひご理解をいただきますように私からもお願いを申しあげます。

以上で答弁といたします。

○議長（稲岡正一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） それでは、次の6点目の市場児童センター、八幡・大俣児童館の質問に移ります。時間がもう余りありませんので、要点のみを申しあげます。

この指定管理者の制度、3月19日に議決の予定でございますが、今委員会へ付託されておるわけでございます。議決をしまして、これの実施するまでに期間が10日間しかない。このような現状を踏まえて、私は少なくとも12月議会に提案をしてほしかつたなあ、このように思ふわけでございますが、あと関連した児童館は積み残して次の機会といふことでございますが、これらの利用者にとどの程度理解をいただいておりますのか。この10日間でどのように取り組む、職員が3名引き揚げますとこれの補充も要ろうかと思ふんです。後は、社会福祉協議会からすると運営になりますが、ここの問題点、現時点でどのようにとらえておるのか。

それと私は、やっぱり児童館とこうなっておりますが、本来やっぱり法人登記をしておりますところの社会福祉協議会代表者名入れるべきだと思ふんです。入れとらんところも数多くあるようでございますが、入れるべきだと思ふんですが、ここの見解、特に本市は社協の会長と阿波市長は兼務といふことで、指定管理料を出す側と受ける側、聞くところによると、徳島県では兼任しているのは我が阿波市と三好町と2町8市の中で2しかない。このような現状を踏まえてどのようにとらえておるか、答弁を願ひます。

○議長（稲岡正一君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 吉川議員の代表質問の児童センターの指定管理でございますが、昨年の9月に条例改正で指定管理の提案をさせていただきました、議員ご指摘の本来ならば12月に指定管理の提案をするわけでございますが、保護者の理解を十分に得るために今回の指定管理の提出になったわけでございます。指定管理の保護者の説明会を昨年の4月26日を皮切りに説明会3回、文書による説明等計7回実施させていただきました。

保護者の一番の不安は、現状からサービスが低下をしないかと。また、指定管理者になった場合に他市のほうから管理者が受け皿とならざるを得ないかというこの2点がございました。そういった不安を解消するために4月26日からそれぞれ説明会、また文書による説明会、アンケートの調査結果の報告等を十二分に保護者に説明して理解をしてきたつもりではございます。保護者に対しまして理解が十分得れたということで3月の定例会に、まことに遅くなったわけでございますが、指定管理の提出をさせていただきました。

委員の中で選定委員会を2回したわけでございますが、その中でも議論の中で保護者の理解が十分得れたのかという議論がございまして、その中では十分得れたという理解をして承認をさせていただきました。

また、委員会でも32名のうち16名の保護者代表を選定していただきまして、それぞれの地域地域の代表者の意見を集約させていただきました、意見を吸い上げて今回の提出にさせていただきました。十分理解をいただいて、運営もスムーズに4月からいけるものと確信をしております。

さきの条例提案の理由の中で、行政の中の管理から社会福祉協議会への移行ということで、時間延長、また社会福祉協議会がそれぞれの団体を網羅しております諸団体の部分を活用して児童センターを活発にするという意見もございますので、4からはもっと活発に、もっと安心して児童センターが運営できるものと確信をしております。

また、職員につきましても、平成3年から平成14年の職員ということで3名の正規市職員は引き揚げさせていただきますが、あと経験豊富、また児童に対する熱心な指導員ばかりが6名残っておりますので、社協から3名来ても4月からの運営はスムーズに運営ができるものと思っておりますので、今後の児童館の運営に対しまして温かく見守っていきたいと思っております。

また、社会福祉協議会の会長と市の行政職員の長が同じでないかということでございますが、指定管理の申請に対しまして社会福祉協議会につきましても、法人登記は理事小笠



原幸となっております。また、社会福祉協議会の契約担当は契約担当理事というふうな中で申請が来ております。通常、議員ご指摘の双方が補助金を出す側、受け取る側と同じということで、不適切でないかということですが、今後県下の情勢の中で社会福祉協議会の会長につきましては、理事会で決めることですが、そういったほかの団体が会長をするような方向で議論をしていただくほうがベターでなかろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 今答弁をいただいたわけですが、会長と市長との関係、今答弁いただきましたが、契約担当理事はどなたの名前でされているのかお聞きをしたい。

それともう一点、法人登記の代表名の記入ということで質問をいたしました。本庁の条例規約の中で、このページ数は2分の1ページ、施行条例の中で団体名及び代表者名ちゃんと記述するように条例規約で定まっておりますよ。これに載っておらないのはどのような方法で載せておらないのか。答弁をお願いします。

条例規約は当然遵守するのが筋だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（稲岡正一君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 吉川議員の再問にお答えいたしたいと思えます。

法人登記につきましては、理事小笠原幸と1名だけの法人登記でございます。契約担当につきましては、契約担当宮根先生でございます。

条例規則でそういう規則が載っておるということですが、阿波市におきましては従来法人名だけで指定管理をずっと慣例としてしてまいっております。そういったものを踏まえまして、今回も社会福祉協議会という法人名だけで指定管理をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 従来から社会福祉協議会でしておるということですが、これ条例規約というものは、やはり市の憲法なんですよ。なぜ載せないのか。条例規約要らないのではないかとそれだったら。どうですか。

○議長（稲岡正一君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 条例規約に代表者ということでございますが、法人の代表者は理事小笠原幸ということで、社会福祉協議会の会長名は会長小笠原幸でございますが、社会福祉協議会の契約担当は契約理事宮根先生となっておりますので、その点を踏まえまして、従来からの阿波市合併以来、法人名だけで指定管理をさせていただきましたので、自治法上からでも問題ないということで私のほうは提出をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 最後になりましたが、やはり今後条例規約にのっとり、これ議会でも議決した案件でございますし、できるだけガラス張りの正常な姿でのご提案をお願いを申し上げます。

なお、終わりにりましたが、先ほど市長を初め本庁管理職の6名の方々退職をされると同時に、市職員としてこれらの部長、次長を含めまして21名の方が退職するわけでございますが、長年の市民への奉仕大変ご苦勞であったと、このように退職者全員に感謝を申し上げるものでございます。

なお冒頭、麻薬・覚せい剤（乱用、追放）阿波市宣言、市長より宣言をするというような答弁をいただきまして、非常に前向きな答弁、本市からこれらの犠牲者が一人も出ないよう市民を挙げて、この趣旨にのっとり運動していきたいと、このように思うところでございます。大変ありがとうございました。

○議長（稲岡正一君） 代表質問を続行します。

これで阿波みらい吉川精二君の代表質問を終了いたしました。

次に、志政クラブ木村松雄君の代表質問を許可いたします。

木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいま議長の許可いただきましたので、志政クラブ代表質問、10番木村松雄ただいまより始めます。理事者には明快なる答弁を求めるものであります。

今回は、去る17日臨時議会において野崎副市長が辞表を提出され、また同日に同僚議員篠原議員も辞表を提出、受理され、その上小笠原市長も今期限りで勇退されるという発表があり、少々寂しい議会になりましたが、それも阿波市の将来を見据えてのことだと思っております。そのような状況の中での今議会でございますが、私も志政クラブ代表質問一生懸

命取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

小笠原市長は、阿波市初代市長として平成17年5月8日、住民多数の大きな期待と負託を受け、就任1年間は67人というマンモス議会の中で大変なご苦労もあったんじゃないだろうか。また、500人近い職員の中、さらに4万2,000人の代表として今日まで新生阿波市建設のためご尽力されましたことに、私も議員の一人としても深く敬意を申し上げます。

ただ、昨年12月議会において、我が会派の代表質問の中で再出馬の意向ありかのような答弁でございましたが、このような結果になるのであれば、やはり昨年の12月議会ではっきりと意思表示するべきだったと。皆さん方はどう思うかわかりませんが、私はそのように思います。

一日たりとも行政の空白は許されません。定額給付金の問題、新年度予算の執行等々本市の課題は山ほどございます。それらの住民サービスに直結した課題をスムーズに執行するためにも、残され任期を誠心誠意、全身全霊を持って職務に当たってほしいと思います。

それでは、質問に入ります。

今回3点通告してございます。1点目に、阿波市商工業の振興について。2点目に、福祉を重点施策として取り組んだ成果について。3点目に、合併後4年間取り組んできた成果についてと通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、1点目の阿波市商工業の振興についてですが、アメリカ発の未曾有の経済危機に直面して日本経済の落ち込みは、大企業はもちろん地方にも大きな影響を及ぼしております。阿波市においても、土成インター近くの土成工業団地を初め、中小規模の事業所は経済不況の影響を受けて厳しい経営環境にあると思われまます。商業経営にも同じことが言えるわけで、中小規模の小売業者が多い阿波市は、商工会が核となる商業活動が一層期待されるわけで、難局にあるこの時期に的を射た商工会が一つに統一されると聞いております。

商工会は、法律商工会法に基づいて設立された公的団体で、全国に二千余りの商工会があり、96万事業者が加入されております。阿波市は合併以来4年近くが過ぎ、4月に阿波、市場、吉野、土成のそれぞれの商工会が一つになり、阿波市商工会が発足するというところでございますが、そこで①の4年という長い期間をかけて取り組んできた阿波市商工会の合併の経緯について、担当部長にお尋ねしたいと思います。

続いて、②番目の商工会発足に伴っていろいろなデメリット、メリット、現時点で想定されるわけですが、どのようなことが想定、考えられるか。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（稲岡正一君） 岩脇産業建設部長。

○産業建設部長（岩脇正治君） 志政クラブ木村議員の代表質問にお答えをいたします。

阿波市商工業の振興についてということで、新年度に阿波市商工会として一本化されるが、これまで4年間の取り組んだ経緯について紹介をさせていただきます。

4月1日から阿波市商工会としてスタートいたしますが、取り組んだ経緯については、平成18年8月、阿波市商工会協議会、職員による合併検討会の開催があります。18年12月、合同行政懇談会、合併に対する支援についての提言を求める会。19年1月、4商工会全役員に合併アンケートの調査の実施。同年5月、各通常総会において合併を重点事項としての議決。同年6月、合併広報活動で会員への合併周知活動の実施。また、6月26日に阿波市商工会協議会、事前協議会と専門部会の設立。同年11月、合併基本協定調印式と合併協議会の設立、20年5月、各商工会通常総会で合併の決議、20年10月、商工会合併契約書調印。21年2月18日、合併申請書の承認。21年2月、合併登記、解散登記の申請。21年4月1日に新商工会の開所式の予定となっております。

以上が経過でございます。

商工会の会員数といたしまして、市全体では992会員。内訳といたしまして、阿波町332会員、市場町321会員、土成町181会員、吉野町158会員でございます。

次に、2点目の阿波市商工会発足に伴って想定されるメリット、デメリットということでございます。

商工会の通常業務では、経営相談や指導に加え、創業支援や経営革新支援情報化支援等に取り組んでおりますが、事業所数や会員の減少、補助金の減少、退職時の不補充など経営環境の悪化により、合併への機運が高まって、現在の状況となっております。

メリットといたしまして、合併することによって財政基盤、組織基盤の充実、指導体制の強化を図っていくことができます。一本化されることによりまして、行政と商工会との連絡、連携がしやすくなり、経済活動の広域化、行動範囲が拡大され、広域的な指導体制で計画推進が図られるものと考えております。

また、支部を廃止しますと、地域会員相互の連携が薄れ、会員が減り、地域が衰退することによって、現状の支部は置き、サービスに努め、経営相談など忙しいときは本部から専

門家の派遣、応援体制でいくとのこと、デメリットをできるだけ出さないように努力するというようなことをございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（稲岡正一君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいま担当部長から答弁をいただきまして、平成18年から合併に向けての取り組みをされてきたということで、現在阿波市に1,000近く、992ですかね、会員がおるということをございます、当分は支部を置くというように、近隣の、近くの商店主さんのご相談にも応じられるというようにございますので、メリットとしては組織、大きくなって組織の合理化、そういうものが図られていくのがメリットになるんじゃないかなというふうなことをございます、次の③の商工業振興に対する市の考え方も担当部長のほうから一応お聞きいたしたいと思います。

それと、あわせて今までに商工会に対する補助金、幾らぐらいを渡されてきたのか。合併前と現在の補助金の対比、そういうような数字があれば、ぜひともお答えをいただきたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 岩脇産業建設部長。

○産業建設部長（岩脇正治君） 3点目の商工業振興に対する市の考え方について答弁申し上げます。

商工業の振興につきまして、今回國の地域活性化・生活対策臨時交付金事業で商業機能の再生と地域の消費拡大を促進し、地域商業の活性化を図る目的で商工会が実施する商品券に対して補助を行う、それと阿波市商工会の事務所改造費用の補助、改造により本所としての機能の充実、商工会会員の各種勉強会、セミナー等を開催する場を提供でき、商工会の育成強化と活動が促進されるよう助成をしております。

これから、市として阿波市商工会と一層の連携を図り、阿波市の特産品の開発、販売、観光資源の開発、地場産業の育成などこれからの方向性、方針も必要だと考えます。今後におきまして行政、商工会、農協等関係機関と十分に話し合いの場を持ち、産業の育成、特産品の開発などを推進してまいりたいと考えております。

今までに商工会への補助金についてございます。平成16年度には1,620万円、平成17年度には1,500万円、平成18年度には1,350万円、平成19年度には1,280万円、平成20年度には1,216万円、以上となっております。

○議長（稲岡正一君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） 補助金の数字を平成16年からご答弁いただいたんですが、これ400万円近く下がっているわけですね、市に対する助成金が。こういうふうなことも、やはり商工の振興については、減らしていくのはいかがなものかと思いますが、小笠原市長、今後商工会に対する補助、あるいは支援をどのように考えているか。市長からぜひともお答えをしていただきたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、木村議員の再問にお答えを申し上げます。

私は、やめていく市長でございますので、さきのことについてとやかく言うことは差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） 今市長から、私はやめていくから答弁は控えたいというような答弁でしたが、私も冒頭に申し上げましたように、任期中は誠心誠意精いっぱい頑張りたいと。また市長の口から、発言からも、任期中は精いっぱいやるんだと、頑張るんだというふうな答弁の中で、私はやめていくから答弁を差し控えるというのは、これは、私ちょっと納得しかねますが、市長がそういう発言で、答弁でございますので、これ以上は聞きませんが、やはり任期いっぱい、5月7日まで一生懸命市政に取り組んでいただくのが市長に与えられた私は責務じゃないかと私思います。

先般の、先ほどみらいの吉川議員の質問の中にもありましたように、緊急経済対策にいたしましても、全体の5億2,000万円に対して商工会は1,900万円、農政関係は120万円ですけども、もう少し事前に情報を収集して均衡のとれた、バランスのとれた農業、工業、商業のそういう分野に、均衡のとれた配分を考えるべきだったと私は思います。

厳しい経済情勢は当分変わらない状況ですが、21年度に向けて一体となる阿波市商工会とともに、足腰の強い、希望の持てる商工業の振興を推進していただくよう強く要望をいたしましてこの質問は終わります。

次に、2点目の福祉を重点施策として取り組んだ成果についてですが、小笠原市政の目玉施策であります、また重点施策でもあります子育て支援の中で、平成19年4月1日から大幅な増となりました出産祝い金、また対象年齢が12歳までと引き上げられました乳幼児医療費の改正がございました。

この制度は、特に県下においても例の少ない手厚い施策であります。阿波市の出産祝い金、乳幼児医療費の助成の成果について、現在までの利用者、また対象者の人数と支払った額につきまして、それぞれの担当部長にお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 木村議員の代表質問にお答えをいたしたいと思います。

子育て支援として出産祝い金、助成等にどのくらいの対象者があったのか、またその金額はというご質問でございます。出産祝い金につきましては、出産を祝福し、新生児の将来における健全な家族構成及び阿波市の人口増に伴う活性化に寄与することを目的として要綱がつくられております。

住民基本台帳、外国人登録の規定によりまして、本市に登録をされている方で出産によって子供の母親となった方に対して出産の日前6カ月以上引き続き阿波市に居住をして、出産の日後3カ月以上阿波市に居住する意志を有する方に支給をいたしております。

申請者並びに支給金額につきましてご報告申し上げます。

平成17年度におきましては、231人の方、金額が580万円。平成18年度においては261名の方、金額が768万円。平成19年4月1日に支給する金額を改正をいたしました。第1子の方で1万円を3万円、それから第2子の方で3万円を5万円、それから第3子の方で5万円を10万円、第4子以上の方で10万円を倍の20万円に改正をいたしました。それで、平成19年度では申請者が234名、支給金額が1,230万円。それから、平成20年度2月申請分まででございますが、215名の方、それから支給金額は1,187万円となっております。今後とも続けてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（稲岡正一君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 志政クラブの代表質問にお答えしたいと思います。

乳幼児医療の助成でございますが、県の補助対象児童が7歳未満ということでございます。県内のほとんどの市町村が7歳未満の助成をしております。阿波市におきましては、子育て支援の観点から、平成18年10月より3歳から6歳に引き上げました。それから、市独自で9歳まで、昨年10月1日より12歳未満までの医療費助成を行っております。

対象につきましては、ゼロ歳から7歳未満で医療費の2割負担となっておりますこの対象人員が2,004人、県が3,167万6,000円、市が半額でございます。計6,

335万2,000円となっております。

また、7歳から12歳未満ということで医療費の3割負担で、この対象者が1,747人、計で市が7,296万円の負担となっております。21年度予算額で1億4,231万2,000円の医療費助成ということで、対象者は3,751名でございます。

また、議員ご指摘の保育料の引き下げでございますが、阿波市の保育料につきましては既にご存じのように、県下で一番低い保育料で、国の基準の56.2%の基準で保育料を設定させていただいております。入所児童につきましては744名で、保護者が安心して預けるようなシステムになっております。

保育料収入につきましては、19年度で1億1,892万3,310円ということで約1億2,000万円程度保育料収入。ことしが約1億円の保育料の補助をしております。全体の運営費としましては約7億9,000万円程度ということで、交付税措置から考えますと、市の負担は約5億円程度となっております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいまそれぞれの担当部長よりご答弁いただいたんですが、ちょっと確認をしたいんですが、出産祝い金については毎年230人からそれぐらいの数字でいっておると。それで、引き上げたことによって倍近く金額についても上がったということですが、出産祝い金ですが、出産育児一時金というのが、これ国保加入者なんですが、35万円から38万円にこれ引き上げられましたですね。そして児童手当というのも12歳までが対象児童なんですが、3歳未満が月額1万円、3歳以上で第1子、第2子は5,000円、第3子以降は1万円という形で私認識しとんですが、これもし間違いがあればご指摘をいただきたいと思います。

それと、乳幼児医療費受給者証が多分子育て支援課で発行しておると思うんですが、この医療制度を受けるに当たりまして、対象者にどのような周知をしておるのか。対象者全員がすべて医療機関に行けばその制度が利用なるというのではないと思うんですね。受給者証の提出が、多分これは子育て支援課のほうで発行しているものだと思うんですが、そこらどういう対象者に周知をしているか。

それと、この制度を受けるについての所得制限、それはあるのかないのか。その点についてのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（稲岡正一君） 秋山健康福祉部長。



○健康福祉部長（秋山一幸君） 木村議員の再問にお答えしたいと思います。

医療費の助成でございますが、受給者証を発行させていただきまして、医療機関に提出しますと、その場では無料でございます。

また、阿波市におきまして、先ほど答弁がありました、所得制限は設けておりません。すべて医療費につきましては12歳まで無料でございます。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） 所得制限なしにすべての対象児童に制度を利用していただくというようなことですが、周知方法というのはどんなんですかね。私ちょっと聞き逃したかもわかりませんが。

それと、県下には神山町が15歳まで引き上げておるといようなこの医療制度を、15歳まで引き上げておるといようなところから、小笠原市政の本当に子育て支援の思いは非常に大きなものがあると私は思っております。そこで、もう一步踏み込んで15歳までといようなお考えはないでしょうかといふようなことをお聞きしたいわけなんです、また答弁拒否されても困りますが、あえてその点をお聞きいたしたいと思います。15歳までといふことについて、現時点で小笠原市長としてはどのようなお考えを持っておられるか。

それと、仮に15歳までに引き上げた場合に、どれぐらの負担がかかるかといようなところも、わかる範囲で結構でございますので、お願いをいたします。

○議長（稲岡正一君） 秋山健康福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 周知方法でございますが、出生届を市民課へ届け出した時点で申請をさせていただくような方法をとっております。

また、年齢引き上げでございますが、1歳引き上げるとに約1,000万円程度かかるようです。

○議長（稲岡正一君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、志政クラブ木村議員の再問にお答えを申し上げます。

私は現在、徳島県の市町村会の副会長をしております。そういう関係もございまして、他市の情報を収集しやすいし、またそういう機会を通じまして、子育て支援について私の思いを話してきました。しかし、今回も実は新しい条例を提案したいという思いもござい

ましたけれども、先ほども申し上げましたように、非常に厳しい財政の中で、私の思いでするのはいかなものかなと思いました。

実は、おとつある方からお電話がございまして、ことしの特別交付税は厳しいよと。減額という方向で進んでおるので、大きなことを期待されてもできないよと言われてまして、しかしそのところはどうか頑張ってくださいとお願いをしたわけでございますが、私も前回申し上げましたように、それぞれのところをお願いに行きました。最終的に4月4日に東京に行ってそれぞれの各機関をお願いに行ったその後の返事が厳しいよと言われてました。そういうこともございまして、新しい条例を出すということは、今部長がご答弁申し上げましたように、やはり経費の増につながっていきます。それ以上に大事な農協問題とかたくさんございますので、一つに集中してやるということはいかなものかなと言う思いもございまして、私はその思いを断念して、ほかのほうでしっかりやっとうと。

先日も申し上げましたけれども、もう一回、最後の最後のお願いに、お願いというかお礼かたがたに4月24日ごろに行きたいという私の気持ちもございまして。最後の日まで一生懸命しっかり仕事をするには、心からお誓い申し上げます。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいま部長からは、1歳引き上げるごとに1,000万円ぐらいのおおむねかかるんじゃないかというような答弁でした。そしてまた、小笠原市長には、私の感じたところでは、できるだけそのような方向で進みたいんだけど、交付税も下がってくる厳しい財政状況の中では、非常にしたい気持ちはあるんだけど、そこはできないというようなご答弁だったと思います。そしてまた、4月に最後の陳情等々予定されておるようですが、そこらで本当に任期いっぱい、精いっぱい頑張りたいと思います。

子育て支援には負担はかかりますが、やはり将来の阿波市のため、ひいては日本のために子育て支援も十分ご配慮をして施策を振興していただきたいと思っております。

将来の阿波市の人口、シミュレーションでは30年後には約3万人を割るんじゃないかというような統計が出ております。今のうちにしっかりとした子育て支援策を担当もしっかり周知をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、3点目の質問になりますが、合併後4年間取り組んできた成果についてという

ころでございますが、①の教育行政の成果と今後の方向性についてですが、これは板野教育長にご答弁をお願いいたしたいと思っております。

板野教育長におかれましては、就任以来約4年が過ぎ去ろうとしておりますが、教育委員会の執行責任者として職務に邁進、励んでこられたことと思っております。現時点で、振り返ってみての思いの一端、今後の方向性等があれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

そしてまた、光永収入役にも、小笠原市政のもと収入役として今日まで取り組んで、励んでこられたと思っております。そして、特に力を注いだ点、もしくは現在、4年近くを、任期は7月初期までであると聞いておりますが、4年近くを振り返っての感想ですかね。それがあればぜひお聞かせいただきたいと思います。教育長のほうからお願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 志政クラブ木村議員の代表質問にお答えしたいと思います。

合併後4年間取り組んできた成果について、教育行政の成果と今後の方向性ということでございます。

合併当初は、教育行政におきましても大変でございました。重責のある大変なお仕事をお引き受けいたしました。将来ある子供たちのために、また阿波市のために少しでもお役に立てばと思ひ、またお役に立ちたいという決意を新たにいたしました。

振り返りますと、小笠原市政のもと教育行政を決して後退、停滞させてはならない。前進あるのみを心にしっかりと刻み、努力してまいりました。小笠原市長からはいつも教育は大事だと。教育に力を入れるということをよくお聞きいたしました。また、市議会議員の皆様方からは、教育について大変なご理解とご支援をいただきました。何においても教育のことだから、そんな励ましの言葉をお聞きいたしました。そのような皆様方からのお言葉に甘んじることなく、ご期待に少しでも沿えるよう努力をしてまいりましたが、成果とはと聞かれたとき、十分とは思っておりませんが、次のことを上げさせていただきます。

まず1つは、学校教育が非常にすばらしかったということでございます。幼稚園、小学校、中学校教育が非常にすばらしく、それぞれの学校において大きな大きな成果を上げたと思っております。清浄な中にもそれぞれの学校が特色ある魅力ある学校教育活動がなされたことでございます。また、体育活動、文化活動、研究発表、あるいは健康や福祉、ボランティアに関するさまざまなことが新聞やテレビでもよく報道されましたが、文

部科学省表彰に輝くなど数多くの賞にも輝きました。

一昨年には、市内小・中学校14校すべての学校が何らかの研究発表や研究会、国、県指定の研究に取り組みました。これも大きな教育効果を上げていただきました。市内すべての学校がこのように研究に取り組むことは、恐らくは余り例がありません。このような研究の取り組みには、学校の教職員、児童・生徒はもちろんのこと、大きな支えとなったのは、保護者や地域の皆様方でした。地域の教育力を発揮されたと思います。教育は、学校、地域、家庭が一体となってこそ成果を上げるということをさらに強く感じたわけでございます。

また、学校や幼い子供をねらった不審者対策等に対しまして、子供たちが安全で安心して登下校できる、学校生活が送れるよう子供たちを見守り隊を結成するなど、地域の方々、関係機関の皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。

成果の2つ目としましては、小学校の英語活動でございます。小学校に英語を導入して3年が終わろうとしています。市内すべての小学校で1年生から6年生まで週1時間の英語活動、これは県下では本市だけでございます。これは本当によかったと思っております。すごく今力をつけているというふうに思います。子供からも保護者からも、大変よい評価をいただいております。文部科学省は、平成23年度から、5年生と6年生において英語活動の授業を位置づけました。

次に、適応指導教室阿波っ子スクールの設置でございます。社会生活や生活環境の変化、学校生活に起因する理由により学校に通学することが困難になっている児童・生徒が全国的にもふえている今日、阿波市ではこのような子供たちのために、心の居場所として、また学校に復帰するための準備という場所として、平成19年度に適応指導教室阿波っ子スクールの開設いたしました。今も数人の小・中学生が指導員やボランティアで支援して下さる地域の方々と一緒に体験学習や教科学習などさまざまな学習の取り組みをしながら学校への復帰を目指しております。保護者からも非常にありがたいと大変喜んでいただいております。子供たちにとりましては、この阿波っ子スクールは心の居場所としてなくてはならないこととなっております。

後、成果を上げればたくさんあるわけなんですけれども、一部だけ項目を述べさせていただきます。と思っております。

阿波市立図書館に指定管理者制度を導入したことにより、サービス度が非常によくなり、市民からは大変喜んでいただいております。

また、御所小学校校舎、体育館の改築、土成小学校のプールの建設、伊沢小学校の耐震補強大規模改修と土成中学校校舎の耐震補強、それから体育館の改築に向けては今準備を進めているところでございます。

また、芝生を張った吉野グラウンドの建設と大型事業が毎年のように実施され、これからも学校校舎、体育館等の耐震補強については、順次計画をし、早急な対応が必要な建物から耐震補強工事を進めているところでございます。

一昨年には、第22回の国民文化祭が開かれ、阿波市におきましては手づくり文化の創造をテーマに多くの市民が参加され、いろいろな感動を覚えたことでしょう。

また、市民の健康増進を図るため、チャレンジデーの実施、合併したから毎年開催しています阿波市民マラソン、本年は1月25日に開催され、第4回目ではございましたけれども、538人の参加申し込みがありました。

また、人権尊重のまちづくりのため、人権フェスティバルの拡大と充実を図ってまいりました。

また、子供たちの安全を守ることから、青色回転灯を持った安全パトロール車の配備をしていただきました。あのようなパトロール車は県内ではありません。大変よく活用され、その威力を発揮しているところでございます。

またまだたくさんございますが、置きたいと思えます。

以上のように教育行政の成果を上げることができましたのも、小笠原市長の教育に対する熱意、そして初めにも申し述べさせていただきましたが、議員の皆様方の本当に温かいご支援、ご協力をいただいたからだと思っております。改めて心から感謝申し上げたいと思えます。

今後の方向につきましては、私も任期も少なくなりました。このようなことから、具体的な今後のことについては差し控えさせていただきますが、向こう10年間ぐらいの見通しとして教育振興の基本計画の策定は今後考えていかなければならない課題だと思っております。課題はいつも次々と出てきます。将来この世を背負って立つ子供たちに何が必要で何を教えていかなければならないかは、大変重要なことと思っております。一度しか通ることがない人生、生きていく力をつけてあげたい。そんなふうに思っております。

世界の動きや国の動きをよく見ながら子供たちを教育していかなければならないと思っております。社会の変化に対応できる子供を育てていくことが重要だと思っております。教育の大切さを感じつつ、次の方にバトンタッチをしたいと思っております。本当にあり

がとうございました。

○議長（稲岡正一君） 光永収入役。

○収入役（光永健次君） 志政クラブ木村議員の代表質問にお答えをいたします。

合併後4年間取り組んできた成果についての2番目でございますが、小笠原市政のもと収入役として特に力を注いだ事項についてのご質問でございますが、木村議員もご承知のとおり、収入役の本来の職務権限は地方自治法の第170条で会計事務をつかさどるという規定がございます。このようなことから、就任当初におきましては、県職員として培ってきました経験をもとに、各関係機関との連携を密にいたしながら会計関係書類の整備や事務処理方法の改善並びに職員からの個別相談事項への対応などに尽くしてきたところであり、関係職員皆さん方のご理解、ご協力のもと何かと一定の成果が得られたものでないかというふうに考えておるところでございます。

また同様に、小笠原市長が管理者として運営されております中央広域環境施設組合を含め、4つの一部事務組合の収入役、会計を兼任いたしておりますが、組合職員の協力をいただきながら、これまで組合議会のご理解を得るための資料作成や事務執行体制の改善策にもかかわってきたところでございます。

なお、収入役の職務権限以外の懸案事項につきましては、合併後多くの課題や当面する諸問題について、市長から命を受けた案件並びに市民の皆さんからいただいたご意見、ご要望の伝達、さらには緊急性、重要性などを要する議案につきましては、できる限り、時間の許す限り各方面へ足を運び、親切をモットーに迅速な対応に心がけてきたところでございます。今後におきましても、気を緩めることなく、小笠原市長の補佐として職員の皆さんとともに私に与えられた職責を果たしてまいりたいというふうに考えております。

今後とも議員の皆様方にはご指導、ご鞭撻をお願いを申し上げましてご答弁といたします。

○議長（稲岡正一君） 木村松雄君。

○10番（木村松雄君） ただいま教育長及び収入役よりご答弁いただきましたが、教育長にはいろいろ今まで教育行政の振興にやってこられたのも、小笠原市長が教育問題に対して非常にご理解のあるそういう方針のもとにやってこれたものだというような答弁でございましたが、特に教育長には、郡を超えての合併でございましたので、幼稚園、小学校、中学校とそれぞれ学校現場の独自性、あるいは学校で長年培ってきた伝統等々いろいろな状況の中で、阿波市教育委員会として将来に向かっての一定の礎はできたんじゃないかな

ろうかと。私は現在そう思っております。今後とも、教育行政の振興に教育委員会としてなお一層の、たゆまぬご努力を強く要望をいたします。

そしてまた、先ほど答弁の中で、私は去っていくからというような内容もございましたが、向こう10年間の教育基本方針の策定、これはぜひ策定をしていってほしいなと思います。

光永収入役にも、4つ組合議会の収入役も兼任されたというようなところで、そういう職務に当たってこられたということでございますが、以上で志政クラブの代表質問を終わるわけなんです、阿波みらいの代表質問の方からも、職員の皆様のいろいろございましたが、我が志政クラブからも本席に出席しておられる6名の職員の皆さん、またほかの15名の方、合計21名の方ですか。その方も長年のご奉仕大変ご苦労さまでございました。と同時に、これからも市民の立場から私たちにもご指導、ご助言を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、志政クラブの代表質問を終わります。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時13分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波清風会出口治男君の代表質問を許可いたします。

出口治男君。

○18番（出口治男君） ただいま議長の許可がありましたので、阿波清風会出口治男、代表して質問をさせていただきます。

本庁舎問題を質問いたします。責任ある答弁を求めます。

まず、4町合併前から入ります。

郡をまたいだあわ北合併協議会が4町で設立され、協議され、それぞれの町で4町合併が提案をされました。土成町議会だけが否決をし、1度目は4町合併が破談になりました。その後に協議が4町で再開され、土成町に本庁舎を鳴門池田線沿いに速やかに建設すると提案があり、その後において再度4町議会に提案、4町で可決され、合併が平成17年4月1日、板野郡吉野町及び土成町並びに阿波郡市場町及び阿波町の4町が合併をし、新しい町阿波市が誕生をいたしました。県北の中心都市としての役割を果たすべく大きな期待を込めて、高らかに産声を上げ、小笠原市長は初代阿波市長として当選されまして3

年10カ月になりました。あと2カ月を残すのみになっています。初代市長として本当に苦勞の毎日であったと思います。

公共料金の統一、公共施設の耐震化、教育、福祉、そして管理の問題、また広域環境施設組合、中央広域連合、し尿、火葬、特養等々無我夢中で頑張ってこられたと評価をしております。また、積み残した問題もございます。合併後、4年目を迎えた今、順調に歩みを進めてきたわけではありますが、ただ残念なことに、合併の大きな目的の一つである行政拠点の集約による行財政改革がいまだに実現をされておられません。現在もなお従前と変わりもなく、老朽化した旧町の庁舎を使用し、当然行政の組織も、窓口も集約できないまま担当部署、あるいは要件によって土成だ、吉野だ、市場だ、また阿波だと旧町間を走り回され、住民にとって非常に迷惑と不便を来す状況となっており、本市が理想として目指す行政サービスの姿からは大きくかけ離れた無駄と低下を招いております。

庁舎建設については、現在使用している旧4町の庁舎を修繕して使えばよいという意見もあるようですが、旧4町の庁舎はどこも老朽化が進んでおり、続けて使用するためには大がかりな耐震補強工事と、さらには大規模な改造工事が必要であり、非常に効率の悪い多額の費用がかかると予想されます。しかも、こうした耐震補強工事等を加えたからとて、建物自体の耐用年数が飛躍的に延びるわけでもなく、10年、15年のとりあえずの延命措置を施すだけのことなのです。果たしてこれが最善の策と言えるのでしょうか。今こそ将来を見据えた、しっかりと根をおろした庁舎建設が必要なのではないのでしょうか。

また一方では、現在旧町4カ所で行政事務を行っているわけですが、重複事務あるいは重複経費も非常に多く、大きな無駄が生じております。庁舎建設を行い、こうした状況を整理、統合することによって、人員の消滅、行政のスリム化等を図ることができ、合併の大きな目標である行財政改革の実現につながっていくと考えております。

元来、行政並びに市庁舎に期待される役割は、1つ目として、より高度な住民サービスの提供であり、効率的で機能的な行政サービスの拠点としての役割であります。2つ目としては、自治体の責務である災害非常時における備蓄設備を備えた防災情報拠点としての役割であり、そして3つ目に市民の一体感を図ることができるような新市全体の施設としての役割であると思っております。

今から五十数年前のことになりますが、昭和の大合併がありました。それぞれの町で新庁舎を落成をして、そしてそれを契機に同じ町民としての連帯感がより深まったと聞いております。まさに時代は変わっても人の感情は全く同じだと確信をしております。



また、9月議会に報告されています阿波市財政健全化判断比率等々の数字を拝見いたしました。実質公債費比率、将来負担比率等々の数値をとりましても、危険と言われる基準数値を大きく下回っており、現在さらに将来における財政運営は厳しい中にも順調な健全経営が小笠原市政はできております。私は評価をしております。

9月議会において、阿波市庁舎建設基金条例が制定をされました。住民が期待する役割を担うことができるような庁舎建設が一刻も早く実現の運びになりますよう節に望む次第であります。

前段申し上げましたが、土成町においては合併に至るまでには紆余曲折がありました。台風の暴風雨の中、土成町議会は4町合併を否決をいたしました。その後において、土成町の県道鳴門池田線沿いに本庁舎を速やかに建設すると協定して合併をし、現在に至っております。しかし、市長は協定を守っておりません。市長の任期もあと2カ月です。市長は、土成町住民に説明責任があります。責任ある答弁を求めます。

また、4月19日には市長選挙があり、新市長が誕生します。新市長に、土成町に本庁舎を建設すると引き継ぎすると答弁を求めます。答弁によっては再問もいたします。

○議長（稲岡正一君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 阿波清風会出口議員のご質問にお答えを申し上げます。

今私、こちらで拝見いたしますと、すぐそばで皆さんの表情がみんな少しずつ違う、せっかく出口議員一生懸命話されよんです。でも、受けとめる人はいろいろ。なかなか複雑なものがあるわけなんです。ただ、私たちは、前の議会でお約束をしましたように、民間人をはめたこの庁舎問題を検討委員会のメンバーを決定いたしまして、近く会をするという運びになってます。そういうこともございまして、立派なものができるというふうに考えております。

ただ、出口議員もご承知のように、旧土成町では既に御所小学校が完成しています。ことしは土成中学校の体育館も新築をされます。土成小学校の耐震補強もできます。土成小学校のプールもでき上がっています。こういういろいろな当初、合併当初に想定してなかった問題が次から次に起こりました。特に人命にかかわる問題、これをどうしても優先させなければならないという責任もございました。そういうこともございまして、いろいろなことに、急ぐものから急ぐものから取り組んできたわけでございます。

幸いにいたしまして、昨年に庁舎の基金条例が制定されまして、基金、市庁舎問題にも一歩前進したかなと私は考えています。また、ことしは当初予算に基金の1億円を計上い

たしました。そういうこともございまして、今、あした、あさってには見えないけれども、そういう方向に向かって進んでいることは確かでないかと思えます。

幸いにいたしまして、4月19日に選任されます市長、この方もお二人とも私の市政を継承するというふうにおっしゃってますので、私がお願いしなくとも当然今までにも何回か言ってきたこととございますから、これはできるものというふうと考えております。

議員は、これからも議員でございますので、しっかりと意見を出していただきまして、立派なものができることを心から願っております。庁舎問題も少しずつではあるが前進しておるということだけは確かですというふうにぜひご理解をいただきたいと思えます。

以上で答弁といたします。

○議長（稲岡正一君） 出口治男君。

○18番（出口治男君） 先ほど申しましたが、土成町の場合は1回否決をし、その後において土成町に庁舎を、鳴門線沿いに建設するという条件を出され、合併に至ったわけとございます。いまだに場所すら決まっておられません。今の答弁には納得しかねますので、再問をいたします。

市長は、土成町住民に説明責任があります。責任ある答弁を求めます。

また、4月19日には市長が誕生し、新市長にあわ北合併協議会の協定を守るよう引き継ぎをすると答弁を求めましたが、本当に私は今の答弁では納得をしておりません。

9月議会において、阿波市市庁舎建設基金条例が制定をされました。具体的に一步前進したと思っております。特例債の期限、27年3月末です。建設完了までに6年しかありません。12月議会において、原田議員の庁舎建設問題の質問は、旧4町の庁舎にしても耐震構造がなされておられません。引き続いて使用するのあれば、大きな予算が伴う耐震構造をやらなければならないのではないかとの質問の答弁に、現在の旧庁舎における今後の対応ですが、現在使用しております旧役場4カ所の行政拠点将来にわたって引き続き使用するとした場合、高齢化社会に対応したバリアフリー化や防災拠点としての整備補強を行います、30年代に建築されました土成支所、吉野支所については現庁舎を取り壊し、改築する必要があります。市場支所、阿波本庁については耐震補強、バリアフリー化、障害者トイレ、エレベーター等を設置し、庁舎の大規模改修を精算すると、土成支所、吉野支所、市場支所、阿波本庁を含めて約12億円程度の工事費が必要と予想されます。これは全額市単独費用でこれに充当しなければならないことを考えますと、大きな財政負担になると考えられます。

また、現在の状況では、住民の利便性の低下や各支所・本庁間の移動の時間に大きなロスが生じております。組織の合理化、維持管理の圧縮、公用車の消滅にも限界があるものと理解をしております。このような観点から、将来を見据えて、適切かつ効率的な新庁舎建設を実行して、経費及び職員数の消滅を図っていく必要があると答弁をしております。

旧4町の庁舎を利用する場合、耐震補強工事に12億円の費用がかかります。しかも全額市の一般財源からの持ち出しとなります。特例債を活用するのであれば、12億円の負担で40億円の事業ができます。私は、特例債の期限内に庁舎を建設すべきと思います。合併後4年が来ようとしていますが、本当に建設場所すら決定をされておられません。行政と住民は信頼関係で成り立っています。行政が協定を守らなかったら、何を信頼したらよいのでしょうか。

私は、くどいようですが、先ほどの答弁には納得をしておりません。納得ある答弁を再度求めます。

また、阿波市新庁舎建設市民懇話会を立ち上げ、議論、検討を踏まえ事業に反映するという12月議会でそういう答弁がありました。これは私は新庁舎を前向きに推進すると解釈をしております。その解釈でよいのでしょうか。

広報2月号で、阿波市新庁舎建設市民懇話会を立ち上げると周知をされていますが、市民の方にはわかりにくいとのことでございますので、わかりやすく説明を求めます。答弁を求めます。

○議長（稲岡正一君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） ご答弁を申し上げます。

私たちは限られた財源の中でどれを優先するかということに気を使いながら執行をしているわけでございます。

また、市庁舎の懇話会等につきましても、既に広報阿波において公募をしております。応募をされた方もございますので、そういう中からそういう委員を選定をいたしまして、近くそういう会をするというふうになっております。

お気持ちはわかるわけですが、なかなかわからんの、おわかりですよ。そんなに急いでものができるわけじゃないんです。順番を追うていかなくてはいけない。私もせこいんですよ。私の気持ちも酌んでください。庁舎は前向いて少しずつ行くとお思います。行くべきだと思おいます。よろしくお願ひします。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 出口議員の再問にお答えをいたしたいと思います。

今市長のほうから市民懇話会について少しお話がありましたが、その内容についてちょっと答弁させていただきます。

この懇話会につきましては、一般公募により市民から選出された方、また市内関係団体より選出された方、並びに学識経験者より選出された方ということで委員として計14名で構成することとしております。

この協議内容といたしましては、現在の庁舎の現状を認識していただくとか、問題点の整理、新庁舎の必要性とかそういったものをご理解いただいた上で、市民にとっての利便性の高い庁舎のあるべき姿とはどういうものなのかとか、市民の交流のはぐくみ、市民参加や市民協働が可能な充実したスペースをどのように確保するかと、そういったものと。また、平時、それから災害時、復興時での安全・安心の拠点となる庁舎づくりと、どうあるべきかなどこういった問題について委員の目線で協議、検討をいただく予定であります。そういった内容について、いろいろ今後の庁舎建設についていろいろ反映をしていきたいということで、懇話会という形で立ち上げることになりました。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 出口治男君。

○18番（出口治男君） 土成町住民にとりましては、合併をしてよかったと思っている人はいないのではないかと思います。合併協議の協定を守ってこそ、行政と住民が信頼関係ができるのです。行政が協定を守らなかったら、一体何を信頼したらよいのでしょうか。もうこれ以上質問をしても仕方がないので、質問を終わりますが、市長は24日ごろの陳情にも出張されるとのことですので、最後の最後まで頑張って、阿波市の発展にご尽力をくださいますようお願いを申し上げまして、終わります。

○議長（稲岡正一君） これで阿波清風会出口治男君の代表質問が終了しました。

次に、16番三木康弘君の一般質問を許可いたします。

三木康弘君。

○16番（三木康弘君） 議長の許可がございましたので、阿波みらい16番三木康弘。ただいまより一般質問をさせていただきます。

質問の要旨は、提出してある順に従って質問をさせていただきます。

まず最初に、小笠原市政の4年間を問うということで、まあご苦労さんでございました

と言いたいところなんですけども、私個人にとりましてやはり大分物を言いたい4年間だったと思うわけでございます。

まず初めに、合併後の住所録の変更について。これは合併すぐのこととございましたけれども、これは旧4町の町長、議長、それから職員、有識者数十名から集まって合併検討委員会を10回、15回と開催して、旧町名を外すということを申し合わせていたはずであります。もちろん検討課題は多岐にわたりまして、住所変更だけに時間を割いて論議する時間は少なかったであろうと思われましても、この問題が合併1年後の初めての市長選の争点の一つになったわけでありまして、合併検討委員会では、一体何を検討されたのか。町名を残すべきだと、市場町長の立場であなたは検討委員会で主張されたのかお聞きをいたしておきます。

そして、その合併後、5,000万円を使って町名を再度復活されましたけれども、大字まで復活し、例えば吉川議員の場合は、阿波市市場町尾開字八坂何番地。それから、森本議員であれば、吉野町西条字庄境何番地ということになり、時代がまた逆戻りしたのではないかという感が否めないわけでありまして。何の配慮もなく町名と一緒にこういうふうな大字名を復活されたのはなぜなのか。この2点についてお尋ねをいたします。

次に、阿北環境整備組合についてであります。いわゆる阿北し尿処理場の周辺対策協議会というのは一体何なのかということでもあります。

市長、あなたがこの4月で市長を去られるというので、私は甚だ遺憾に思っているこのし尿処理場の管理運営について、いま一度お尋ねをいたします。

あなたは、市場町長時代からこの組合の長をなさっておられました。この施設は昭和42年から操業を始め、60年にはその2倍に当たる1日100キロリットルのし尿を処理する新しい施設が完成をいたしました。当時の関係町村から再陳情の要請も取りつけまして、そのときの阿波町長安友清氏、それから議会議長川人春夫氏の連名で全面協力申し入れ書も、美馬駿一市場町長に提出されております。この全面協力の申し入れ書を根拠に、今日までし尿処理場組合は、阿波町西側の住民に何の異議もないというふうなことで、そういうふうな立場をとって今日まで続けてきたわけでございます。

しかし、当施設西側の阿波町下喜来地区の住民は、当初からだれも納得しているわけではなかったわけです。反対運動はありました。しかし、当施設に一番近い住民が阿波町の課長の弟さんに当たり、反対運動は絶対にしないでくれと町側からの強い要請があったために、一番被害を受ける者が反対の火消し役に回るに至り、やむなしとして下喜来地区の

住民も反対の旗をおろしたわけです。こうした迷惑施設は、必ず町境にできます。隣町の反対の声を直接聞く必要がないからであります。

あなたの先達である水田町長は、大俣農協の組合長時代に、下喜来との境である大俣大開地区に大規模な家畜のふんの発酵処理場をつくり、周辺1キロの地区住民に本当にひどい悪臭環境をもたらしました。この阿北し尿処理場も川東にあっても、ここは阿波町平原の阿波町の土地でございます。火葬場も阿波市の勝命地区の住民には髪の毛を焼いたにおいをもたらしました。

そこで、お尋ねをいたします。

阿北環境組合周辺対策協議会とは一体何なのか。同組合清掃条例にも、組合規約にも、周辺対策協議会なるものの名前はありませんし、立場も記載されていないわけです。神山町が1億円で加入したときには、あなたは市場町長でしたけれども、上板町が2億5,000万円の迷惑料を払って加入したときには、あなたは阿波市長小笠原幸でありました。条例にも規約にも法的根拠のない同施設東側の住民にのみ偏った周辺対策協議会と、上板町が覚書なるものを交わしたのはなぜか。仲立ちをしたあなたに、市場町長の古い習性がしみついていたらなのか。阿波市長なら阿波市長らしく、市全体を見据えた公平な行政執行を求めたはずです。あなたは実行しなかった。今のあなたのお考えを再度お聞きしておきます。

次に、4年間の小笠原市政として上水道の石綿管について聞きたいと思えます。

合併時、阿波町でも小倉地区にはまだ数メートルの上水道の石綿管が残っていたと思います。市場町では、多くの箇所でも石綿管が残っていて、合併後やりかえていったと思いますけれども、上水道の石綿管は総延長でどれくらい残っていたのか。その総事業費は幾らかかったのか、この点まずお聞きしておきます。

以上3点、よろしくご答弁をお願いします。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 三木議員の一般質問についてお答えをいたします。

初めの1点目ではありますが、合併検討委員会で旧町名を外すと決定していたのに、合併後に変更したのはなぜか。また、大字まで復活したのはなぜかということで、少し経緯を私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

合併時、旧町名・大字名抹消の経緯につきましては、合併前に旧各町で協議をさせていただき、第6回あわ北合併協議会の中で最終確認がされ、決定されたものであります。その

後、住民の方々から旧町名の復活を要望する声や、旧市場町におきましては大字名を復活してほしいとの強い要望があり、第8回あわ北合併協議会で再協議がされ、旧市場町の大字の問題は、合併後速やかに復活する方向で進める。住所表示については、合併後復活する方向で検討するという事で確認され、新市にゆだねられた経緯がありました。

このような経緯を受け、平成17年9月に中学生以上の市民全員にアンケート調査を実施させていただき、その結果、町名・大字名いずれも変更を望む回答が多数でありましたので、平成18年3月議会に住所表示変更の議案を提出させていただき、議決をいただいた後、周知期間を経て平成19年1月1日より現在の住所表示に変更させていただきました。市といたしましては、市民の皆様にとって密接した住所の表示について、民意を反映した結論づけができたものと考えております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 三木議員のご質問にお答えいたします。

この協議会は何であるものかというようなことを今どき言われることは、私は腑に落ちません。と申しますのは、あなたの先輩である町長、あなたの先輩である議長が署名されているのですよね。市場に任せます。阿波町にはどこもないからよろしく頼むということからスタートをしているということをぜひお忘れにならないで、都合のいいとこだけ言わないように、そういう歴史があるということをしつかりと知ってほしいということをお願いしておきます。

市場も、し尿処理場は一応二応でできたものではございません。むしろ旗立てて反対運動がございました。しかし、それらの人たちに納得してもらうための一つ手段として鴨島あるいは阿波町の町長、議長も市場の人にすべてを任せなければできないなど。自分の町にはつくる所ありませんよということで、すべてを任すからお願いしますということがあった。これは三木議員もご承知おきと思います。そういう経緯もございましたので、できた今は何でもないようでございますが、これをつくるまでの苦労というのは並大抵なものではございません。お隣同士、親戚同士で出入りがとまる。物を言わない。こういうことが続いたわけでございます。しかし今では、私たちは公害を出さないということを基本に管理運営をしておるつもりでございます。

隣接の阿波町地区の皆さんには、いろいろご迷惑をかけておるかとは思いますが、しかし、可能な限り公害を出さないというもとに危機管理、運営をしておるわけでございませ

て、みんなの施設でございますから、ひとつご理解をいただきますようお願いいたします。

また、周辺対策につきましても、阿波町分にできていないということは確かでございます。しかし、私就任以来、ご承知のように阿波西高等学校の西側の道路、これ実は私は毎日でございますけれども、今ではあの南の信号からあの大開の境目は対向ができる道路に改良ができました。これも下喜来地区の一部と申しますか、今下喜来中を通過する道路でございます。

以前にも申し上げましたけれども、下喜来地区のいろいろな整備につきましては、市に申し入れてください。調査をしまして必要なところは市で対応しましょうということは申し上げておいたと思うわけでございまして、周囲の人に迷惑をかけてもいいという気持ちは全然ございません。下喜来の人でも阿波市の市民でございます。そういうことで、同じように迷惑がかからないようにしようというようなことで、あの阿波西高等学校の南の端、あの1軒家があったところも、交差点改良ということで地権者のご理解をいただきましてできたわけでございます。また、あの南側には、東西に長い長い市道、地方道路がございます。市道も一遍にはできませんが、東のほうから順番に排水路ができ、交通安全対策もできております。これで利益が一番受けるのは、あそこを通過している阿波西高校の生徒であるし、周辺の方だと思っております。私は公平に、誠実に行政は運営をしているつもりでございます。

したがって、どなたさまも困ったらいというような気持ちはございません。みんながきのうよりきょう、きょうよりあした、よくなることを考えながら、限られた予算の中で執行をしているわけでございます。そういう面でぜひご理解いただきまして、先ほどご指摘いただきましたように、し尿処理場は新しい設備ができて20年を過ぎてます。耐用年数も過ぎておりますので、もう次の場所を考えなければならない時期が来ておるわけでございます。そのときには、ぜひまたよろしく願いいたします。まあ私はおらないと思いますが、次は変わりおうていく、迷惑施設はやっぱり順番に変わりおうてするということがやっぱり基本じゃないかなと思っております。市場にはご承知のように火葬場もございます。環境整備組合もございます。老人ホームもございます。いろいろな施設がございまして、これは私の先輩の町長と議長、そういう方がおいでるときにつくったものでございまして、今さらそれをとやかく言うわけにはいきませんが、阿波町の方は立派な人が多かったんだなとつくづく思っております。



そういうことで、私は公平に、公正に行政をしておるといふつもりでおりますので、またお気づきの点をご指摘いただきますようお願いいたします。

以上で答弁といたします。

○議長（稲岡正一君） 森本水道課長。

○水道課長（森本浩幸君） 16番三木議員の一般質問にお答えさせていただきます。

石綿管につきましては、阿波市発足の平成17年度当初におきましては、約8,500メートル石綿管残ってございました。その後、市場町におきましては7,000メートル残ってございましたが、その後布設がえ工事を実施して、耐震性のすぐれたNS型ダクタイトル鉄管等への更新を終了いたしております。

また、議員言われました阿波町でも約1,500メートルの石綿管が残ってございましたが、市場町と同様に布設がえ工事を実施いたしまして、もう既に更新を終了いたしております。

更新に要した事業費につきましては、約2億6,000万円でございます。すべて補助事業で対応をいたしました。そういうことでありますので、阿波市の水道管には現在石綿セメント管はおりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（稲岡正一君） 三木康弘君。

○16番（三木康弘君） ご答弁をありがとうございます。

まあ多少は私も考えるところがございました、市長のご答弁に。半分ぐらいですね、やっぱりやってくれているんだなというところを了解をいたしました。

それでは、再問をさせていただきます。

住所録のことですけれども、今市長からは直接合併協議会で言ったか言わないのかは答弁なかったんですけれども、今八坂総務部長から、後の市民のアンケートをとって、そして旧町名とそれと大字名を、アンケートが多かったので入れたのだというふうな答弁説明がございましたけれども、これは旧阿波町では50年前の昭和の大合併のときに大字名は消して、すっきりした形ですべての住所録は阿波町字下喜来何番地といったところで阿波郡が阿波市に変わっただけで、また字何々の字も私たちのほうは消しました。それに比べて、他の市場町、吉野町の場合は、大字も残したままというふうなことで、私は字の1文字でさえ法的な書類に書くのは面倒くさいのに、これだけの大字、それから字名を残したのは、本当に不便を感じられないのかと思うわけであります。

未来の阿波市の住民が、また住所録の変更を求めて訴える火種を残したのではないかと私は案じておるからここで質問したわけであります。公的に5,000万円の出費、それから民間の事務関係での出費もやはりそれに近い、5,000万円近い出費のほぼ1億円でのこの住所変更となったわけであります。やっぱりもう少し考えられたほうがよかったのではないかと思うわけであります。阿波町以外の住民が住所の変更を望まないことをもう祈るだけでございます。

2点目は、し尿処理場の件でございます。私は阿波町が合併して阿波市になったのだから、中央広域環境整備組合のように、土成、そして吉野両地区を平等に周辺対策を行ってほしかったと思うわけでございます、市場町の時代ではないわけでありますから。そして、私たちが今市長が言われました時の町長、議長が全面協力の協定書に判を押しておるといふようなことも存じております。ですけれども、住民は違うんですよ。それが住民の意思もすべてを代表しておると考えるのは、ちょっとおかしいのではないかと思うわけでございます、もちろん今言われたように歩道も、それから今度排水も4,000万円、5,000万円かけてやってくれると言われておりますので、半分は納得した部分もでございます。

それから、3点目の上水道でございますけれども、直接目に触れない、地下に埋まっている水道管は、50年、60年たちましたら取りかえなければ破損をいたします。現に、市場町山野上で昨年暮れでしたか、古い本管が避けて広範囲の地区が断水するという騒ぎがありました。聞くところによりますと、まだこのルートには古いのが大分の距離で残っていると聞いております。まさか石綿管ではないと思っておりますけれども、こうした50年、60年前に埋設した上水道がまだ多く残っておるのかどうか。そして、他の3町にはこうした交換すべき古い水道管はもうないのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 住所表示のご再問であります。先ほど私のほうから経緯を申し述べさせていただきました。いろいろ議会からもご意見をいただいて住民の、市民のアンケートということで、その結果に基づいて変更ということにさせていただきました。そういうことでご理解をいただけたらと思います。

○議長（稲岡正一君） 暫時休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま三木議員からの阿北環境整備組合についての発言について、後刻会議録を調製の上、適切な措置を講じさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（16番三木康弘君「結構です」と呼ぶ）

そのように取り計らいをさせていただきたいと思います。

一般質問を続行いたします。

理事者答弁。森本水道課長。

○水道課長（森本浩幸君） 三木議員の再問にお答えさせていただきます。

阿波市においては、水道管で更新年数に達しておる水道管につきましては、正確に把握はできておりませんが、阿波市内には導水管が4,400メートル、送水管が1万7,000メートル、配水管が5万7,700メートル、配水支管につきましては38万3,000メートル、合わせて46万3,000メートルの各種の水道管が通っております。このうち、昭和30年代後半から40年代前半にかけて布設工事されたものが多くございますので、耐用年数にそろそろ達しておるとか、過ぎておるとかそういうふうな管を合わせますと、更新すべき管につきましては、約50%ぐらいはあると思われま

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 三木康弘君。

○16番（三木康弘君） 水道課長には急な答弁をありがとうございました。

やはり距離が大変、46万3,000キロメートルというふうなことで、水道管というのは長いものだなと思うわけでございます。その中の50%がだんだん古くなっておるといふふうなことで、この間の徳島市でも目に見えないところが残っており、メインストリートで大きな水道管が裂けて、大穴が道路にあいたというふうなこともニュースで出ておりました。どうぞ順次太い管からかえていかれるように水道課のほうも頑張ってくださいと思います。

それでは、次の質問に移らせてもらいます。

市場町が計画をしていた公共下水についての質問でございます。

市場町の公共下水については、計画、設計に1億円ほどかかったと言われておりますけれども、どの町長のときにこの計画ができたのか。そして、それはどの程度の規模だったのかをご答弁をお願いします。

それから、旧建設省の公共下水と農水省の農業集落排水を比べると、末端処理の維持管

理が公共下水のほうが集落排水よりも安くつくと聞いておりますけれども、本当にそうなのか。そのわけを聞かせていただきたいと思えます。

そしてまた、吉野町では十数年前より農業集落排水事業が実施され、町内を6ブロックに分けて、中央部に当たる柿原東地区と、それから一条西地区の2ブロックに10年前にこれが完成したようでございますけれども、後の残りの4部ブロックが今まで工事が進まずに残っていたのはなぜか。そして、完成した2ブロックの事業にはそれぞれ幾らかかり、国、県、そして借金である起債は幾らのパーセントなのか。起債に対する国からの交付金の割合をお聞きいたしておきます。

そして、供用に当たって実際に加入した戸数は、計画の何%に当たるのか。現在、1戸当たり幾らの使用料を徴収をしておるのか。市場町の計画の公共下水では、月6,000円の使用料というふうなことで計画しておったようであります。この点4点ほどお聞きをしたいと思えます。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 三木議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

市場町の公共下水計画について、計画、設計に1億円かかったというが、どの程度の規模だったのかのご質問でございます。

市場町の公共下水事業の全体計画につきましては、計画期間、平成11年から平成17年、概算の総事業費につきましては79億3,000万円、計画規模が210ヘクタール、処理人口が6,500人、最大処理能力は3,600立方メートル、それから終末処理場が1.2ヘクタールでございます。これはあくまで全体計画でございまして、それから事業認可を受けております第1次計画、平成13年に計画しておりますが、第1次計画の概要につきましては、計画面積77ヘクタール、それから計画戸数が830戸、それから計画人口が2,900人、それから概算の事業費でございますが、47億7,740万円、この内訳につきましては、管渠工事につきましては26億3,000万円、それから処理場建設工事20億1,400万円、それから用地費につきましては1億3,000万円で計画をされております。

そこで、下水道事業に要した費用が1億円ということでございますが、これにつきましてはそれぞれすべて設計業務が必要でございます。平成7年から平成13年まで、下水道事業、平成7年におきましては下水道事業整備基本構想策定業務412万円、それから平成9年には全体事業の計画事業業務、これが1,500万円でございます。平成10年の

公共下水道事業図化業務、これが406万3,000円、平成10年では基本計画の策定業務1,440万円、平成11年では認可申請計画区域変更業務、これは79万8,000円でございます。平成11年には、幹線管渠設計業務4,129万9,000円、それから平成13年には管渠枝線詳細設計業務2,100万円、締めてこれらすべての業務の合計が1億68万円となっております。

その財源の内訳でございますが、国庫補助金につきましては1億68万円のうち3,980万円、県補助金が650万円、それで当時の町費として5,438万1,000円、この中には特別会計にもありますが、900万円の原資をもとに平成15年から24年までの間の10年間に起債の償還を行っております。それが毎年115万円程度の償還を行っておるものでございます。

次に、吉野町の集落排水事業と比べて、地元負担割合について多いのか少ないのかというご質問でございます。

補助区分につきましては、公共下水も集落排水もややよく似ております。国庫補助金が50%、それから起債が45%、そのうち交付税措置が45%、受益者負担金が5%というふうなことで集落排水も公共下水も余り変わらないということでございます。

それで、吉野町的一条西、柿原東地区の農業集落排水事業の施設の事業費でございますが、両方足したものでございますが、総額で約26億8,000万円事業費がかかっております。そのうち国費が50%で8億3,700万円、県費が10%で1億9,300万円、それから起債が14億円でございます。それから、一般財源が約2,500万円、この起債の10億円に金利が加わりまして、平成5年から平成40年まで35年間の起債の償還をしていくわけでございますが、この分につきましては交付税措置がございます。元利合計が20億円、交付税措置が約10億円ということで、実質6億円の地元負担、それと先ほど言いました一般財源が2億5,000万円、合計で8億5,000万円の地元負担がかかっております。ですから、26億8,000万円、それから割合を出しますと約3割、31.7%が地元負担となっております。

そういうことで、結論といたしましては、一概にどちらが有利かという判断はできない。その理由といたしましては、建設年度の単価の違い、規模が違いがあると。それから、市場町の公共下水事業は現実に実施されていないということで、実質の負担がわからないということで、どちらが有利なのかということにつきましては、判断はできかねます。

吉野町はもともと6地区、そのうち4地区はできなかった。なぜなのかとのご質問でありました。その辺については、やっぱり経費の問題、地元負担の問題がありました。また加入者の問題、実質計画人口、計画戸数に対しまして、つなぎ込みのいろんな諸般の経費が必要であります。ですから、どうしてもやっぱり加入率が低いという部分で、それがネックという部分もありまして、後推進ができなかったという経緯もございます。

それから、使用料分担金でございますが、加入の時点で分担金は25万円ということになっております。それと、使用料でございますが、条例に基づきまして一般家庭の場合には1人で1,000円、それから平均的に3人でありましたら2,000円が定額で使用料として払い込みをいただいております。それは一般家庭の分でございます。事業所の場合には、10人から30人の場合には7,000円というふうに決めております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 三木康弘君。

○16番（三木康弘君） ありがとうございます。大体公共下水も集落排水も負担割合は国、県、そして起債がよく似ておるといふようなことで、起債に対する地元負担が、全体に対する地元負担ですか、31.7%が地元の負担というふうなことで今お聞きをいたしました。

それと、やっぱり使用料でございますが、使用料がちょっと安過ぎると思いますね。やはりこれだけ1億1,500万円の一般会計からの支出をしておるわけでありますから、2,000円、3,000円というふうな金額ではちょっと難しいだろうと。旧鴨島のほうも五、六千円の1戸当たりの使用料は取っておるはずであります。あそこの場合は敷地面積も考慮して、雨水の量も勘案して取っておるようでございますので、そういうふうな金額になるかもしれませんけれども、市場町の公共下水道も計画としてはやっぱり月6,000円は取らないと維持管理ができないというふうなことは当たり前だろうと思います。

一応公共下水事業は、阿波市のような田舎では1戸当たり500万円かかります。そのうちの半分が国の助成、そしてあとの45%を起債で賄い、そのうちの幾らかが交付金で返ってくるかというふうな綱渡りをしなければならないわけであります。夕張も同じです。やはりこれは起債しても交付金で返ってくるからというふうなことでごうごうとやっておるわけでございます。国の補助事業があれば後先を考えずに飛びつくというふうなことでは、今後大変が起ころうかと思うわけでございます。

市場町の前水田町長が大俣農協の組合長の時代に、やはり農水省の補助事業に飛びついて、西日本一の畜産団地をつくったわけでございますけれども、視察のバスもひっきりなしに当時は参っております。けれども、やはり無理があります。結局四十数億円の不納欠損を抱えてしまい、農協を倒産させるわけにもいかず、県が20億円肩がわりして、市場町も婦人会館や山林を市場町に売却しておるはずでございます。そして、八幡農協に吸収合併というふうなことでここを閉じたわけでございますけれども、この市場町の公共下水道計画も多分10年前といたしますから、水田町長が計画をなさったんであらうと思います。幸いに、末端の汚水処理場の周辺住民の反対がありましたので、計画は宙に浮いて今日に至っておるわけであります。

高校野球でも運も実力のうちと言いますけれども、小笠原市長も本当に運がよろしかったのではないかと私も思います。末端処理の処理場周辺の反対のおかげで無謀な借金をしなくて済んだと私は思います。

田舎の町のメリットは、やはり屋敷も広いし、合併浄化槽を据えるだけの場所があるからであります。公共下水道では、本当にこの起債の45%の起債がどの程度国が交付金で返ってくるかで、多分今後決まると思います。今国も、国、県合わせて借金は1,000兆円と言われておりますから、やはり国も県もないそでは振れないわけであります。そういうふうなことで、起債の面倒を見てくれると今思っている、見てくれなかったら万歳をしなければならないというふうなことでございますので、この公共下水道、それから市全体を網羅した下水道計画については、再度の見直しを強く要求いたしたいと思っております。市長のお考えをお聞きしまして、再々問させてもらいます。

○議長（稲岡正一君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） お答えを申し上げます。

やはり起債というものは、眠っておる間もずっとふえていくんでございますから、起債は十二分に検討に検討を加えた上で最小限度にしていかなければ将来の財政、国の現在のこの借金の状態から見ると、いきなり好転するということはもうとても想像できません。そういうこともございまして、慎重な上にも慎重、引き締め引き締めやっぱりいかなければならないというふうに考えております。やはり借金ほど怖いものはないというふうに思っておりますので、慎重にするようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 三木康弘君。

○16番（三木康弘君） 市長の気持ちはよくわかりました。次期の市長もよくよく起債というものを考えられて、行政執行をお願いできたらと本当に思います。どうぞ理事者の方々もそういうふうな意志を持たれて今後の運営をよろしくお願ひしたいと申します。

まあ土井のほうの田舎でも集落のほうは固まっておりますから、本当に下水道工事はしやすいわけであり申します。それから、年間降雨量は700ミリ、そして阿波の北方の場合はその倍の1,400ミリという雨量がございます。これは麦なんかには余りよくございませぬけれども、こういうふうないろいろな水環境には、やはりすべてを洗い流してくれるという意味において、やはりその国の降水量はその国の自然環境を助けたり助けなかつたりすると私は申します。

そして、合併浄化槽でも、洗剤を植物性の洗剤に変えるなり、あるいはてんぷら油を絶対に流さないなり、いろいろな生活改善をすることで、やはり吉野川の水をきれいにするという方法も考えられると思う申します。小さなことでも考えられると思うわけでございます。どうぞこういうふうな、我々も子供のころに比べたら、吉野川の水は悪いのは実際にわかつております。ですから、こういうふうな公共下水、あるいは集落排水をしたいのは山々でございますけれども、やはり今後の阿波市の状態というものを考えた場合に、そこまで決断していいのかというふうなことを私は再度申し上げておきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

市営住宅の空き家の確認についてであります。

市営住宅の空き家の確認については、平家の住宅でございましたら、その人の家の出入りの確認が隣近所容易にできますけれども、この市営住宅の建物が2階、3階となっております場合、すぐお隣の限られたおうちの人しかここに出入りしている人を確認することはできません。人の出入りがなく、倉庫がわりに使われているのではないかと疑われる住宅も多々あるように聞いております。そして、この2月には広報で6戸前の入居者を募集いたしましたところ、20人余りが応募してきたと聞いております。

去年の7月には、応募者のほうが少なかったと。空き家より応募者のほうが少なかったと聞いております。これほど時代が急転をしておるような状態でございます。どういうふうに空き家確認というものをしておられるのか。関係部長にお尋ねをいたします。

○議長（稲岡正一君） 岩脇産業建設部長。

○産業建設部長（岩脇正治君） 三木議員の3点目、市営住宅の空き家確認についてご答弁申し上げます。



近年の不安定な雇用状況や市民所得の減少により、今までの生活維持が困難と言われる方がふえてきており、市営住宅に入居希望される方が多くなってきております。市内の公営住宅管理戸数は73団地、1,053戸を管理いたしておりますが、市営住宅は昭和40年代から50年代に建設された住宅が多く、築後30年以上を経過したものが約6割を占めており、老朽化が否めない現状でございます。公営住宅として適正な維持管理、保全が困難な住宅につきましては、政策空き家といたしております。政策空き家としている団地は現在8団地、その他団地でも担当で修繕が困難、経費が多くかかるということで判断している住宅等で51戸について入居募集を停止しているところでございます。

空き家の確認につきましては、家賃徴収や管理上定期的な巡回の際に入居状況の把握をしているところでございます。入居者の中には高齢者世帯等で病氣療養のため一時的に空き家となっているところもございます。今後とも空き家の把握を含め、適正な公営住宅の管理に努めてまいりたいと考えております。

この空き家につきましては、不在となっておりますも、あくまで入居者から明け渡しの届け出が必要であります。この政策空き家としている団地につきましては、原団地、一里松団地、法林寺団地、町筋団地、香美団地、新開団地、東原団地、東条団地、以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 三木康弘君。

○16番（三木康弘君） 今部長のほうから政策団地というふうなことで8団地がもう入居をさせていないというふうなことをお聞きいたしました。今本当に職にあぶれた人が地方でもふえてまいりました。この前もちょっと集まりがありましたら、ある車のベアリング工場の会社では、木金土日と休みになり、週3日しか働いていないというふうなことも聞きました。本当に安い住宅に、市営住宅に入居したい人が今後ますますふえるであろうと思います。

市営住宅が倉庫がわりに使われることのないようしっかりと監視をしていただいて、水道のメーターが回っていないところなりを確認するなり、いろいろな方法があろうかと思えます。どうぞもう限られた住宅戸数でございますので、新しくするのもなかなか市の財源としては難しいであろうと思われまますので、今ある住宅が有効にフル稼働できますようご配慮を部長にお願いしたいと思えます。

時間がございますけれども、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

市長さんには、この春退職というふうなことで、今後体に留意されまして、元気で、私

の隣でございますので、時々お見かけすることもあるかと思います。お元気でお過ごし  
くださいますよう。

それでは、これで一般質問を終わります。

○議長（稲岡正一君） これで16番三木康弘君の一般質問が終了いたしました。

次に、2番江澤信明君の一般質問を許可いたします。

江澤信明君。

○2番（江澤信明君） それでは、議長の許可を得ましたので、議員番号2番江澤信明、  
3月議会の一般質問をさせていただきます。

今議会におきまして、私は国民健康保険について、国民健康保険財政を健全化するための  
医療給付金の抑制策をと。それと行政サービスについては、行政サービス制限条例の検  
討状況について、この2点を質問させていただきます。

平成21年度阿波市の国民健康保険特別会計の予算は歳入歳出それぞれ46億7,300  
万円となっております。21年度阿波市一般会計予算が歳入歳出それぞれ165億5,  
700万円であることから考えておりますと、いかに大きな金額であることがわかりま  
す。今年度から国民健康保険に加入している方々は、1割強ほど国保税が上がります。そ  
れでも財政的には国保会計は1年しかもたなくて、来年度以降国保会計は赤字になり、再  
度の値上げをしなければならぬ状況でございます。

経済状況の悪化、少子・高齢化等の要因により、増加の一途をたどる医療費を含む保険  
給付金により国保会計の健全財政を維持することが困難になっております。この間も、  
我々議員と市長が東京のほうで国保財政の健全化についての陳情をさせていただきました  
が、そのような状況が続いていくと思っております。

ことしに入り、厚生労働省は市町村が運営する国民健康保険で2007年度の医療給付  
費が基準より多額だった徳島県など24道府県の109自治体を医療費抑制の計画策定を  
義務づける安定化計画市町村に指定し、阿波市も指定されております。

そこでお尋ねいたします。

阿波市の医療費抑制の安定化計画はどのようなものになっておるのでしょうか。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 江澤議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

国民健康保険について、1番で国民健康保険財政を健全化するための医療給付金の抑制

策はということで、安定化計画の中身についてというご質問でございます。

今後の阿波市の保険財政健全化につきましては、歳入歳出両面からの対応が必要と思われます。阿波市におきましては、医療給付金が基準より多額だったために、医療費の抑制を義務づける市町村に指定をされております。これに基づきまして、国民健康保険事業安定化計画を作成いたしております。

この計画につきましては、目的といたしまして、医療費の適正化等の措置を計画的に推進することによりまして、国保事業の運営の安定化を図ること。このためには、阿波市の現状を把握するとともに、医療給付費を基準以下にすることを目標としております。このための施策といたしましては、歳入面につきましては、保険税の収入確保を図る。歳出面の抑制策といたしましては、レセプト点検の充実、被保険者に対する適正受診、健康意識の向上等の啓発事業、保健事業の推進を行っております。今後の医療費の抑制を図り、国保財政に占める保険給付費の額を少なくすることによりまして、財政の健全化を図ることが必要になります。

さて、今回の質問でございますが、医療費の抑制策といたしましては、今後におきまして次のようなことについて取り組んでいきたいと考えております。そのもの事態が安定化計画の中身でございます。平成20年度より保険者に義務化されました、特に予防に重点を置くという観点でございますが、特定健診、特定保健指導の受診率等を向上させ、メタボリックシンドロームに着目した健診を充実させまして、生活習慣病の発生の抑制を図り、医療費の抑制を図る。

それから、2点目でございますが、レセプト点検の充実強化を図りまして、保険給付の適正化を図る。

それから、3点目でございますが、適正受診のための啓発、被保険者本人及び家族の方に保健サービス等保健指導の情報提供と健康保持増進のための指導、助言を行いまして、医療費の抑制を図っていききたいと。それが中身でございます。

以上のようなことを今後も取り組んでいくことによりまして、すぐには医療費の抑制がなかなか結果があらわれないわけでございますが、今後において医療費の抑制に結びつくものと考えております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 江澤信明君。

○2番（江澤信明君） できればもう少し具体的な計画を発表していただいたらありがた

いと思います。それと、その計画により、従来よりどれぐらいの目標で阿波市がどれぐらい安定、抑制できるか。具体的な目標数値があれば教えていただきたいなと思います。

それと、先ほどの特定健診の充実とか、本人、家族に周知する等々が言われましたが、病気予防や健康増進のために、私の恩師である方が歩け歩け運動を提唱し、十何年その運動を展開しておりますが、その方のお話によりますと、その健康手帳に旧来からあった国民健康保険協賛というふうな一文を今までどおり載せてほしいということの申請があったらしいですけれども、この役所の窓口で散歩、歩け歩け運動している歩いている最中に事故があったら困るから、そのような公の協賛はできないというふうな返事があったようでございます。このような従来から、いわゆる役所の体質ですか、後ろ向きな対応では、先ほど言われましたような、市民部長が言われましたような医療抑制計画では絵にかいたもちになるような気がいたします。小さなことですが、どうしてそういうふうな後ろ向きの発想ができるのかなあと。そしてまた、そういうふうないろいろの各種団体とどのように広報活動とかいろんな会合等で連携しているのか、再度お聞きいたします。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 再問にお答えをいたしたいと思います。

具体的な数字等はちょっと持ち合わせておらないわけですが、特に先ほど申し上げましたとおり、まず健診を受けていただく、現実に健診を受けていただかなければならないのですが、平成24年には65%の受診率を目標として掲げております。

現実に、今阿波市におきましては40%の目標に対しまして約半分ぐらいしか受診がされていないというのが現状でございます。まずは健診を受けていただいて、病気にかかる前の段階で保健師さんの個別指導、食事指導がありましたり運動指導、いろいろ生活全般にわたっての指導があるわけでございます。そういうことをこと小まめに指導をさせていただきながら、その受診率も上げながら、保健指導が必要な方に特にそういう指導をしていきたいと、そのように考えております。

それと、先ほど歩け歩けの方から協賛という形でぜひ参加してくれないかというふうな申し入れがあったということは、実は一般会計の通告書がありました段階でちょっと聞きました。それにつきましては、いろんな問題点も、先ほど議員おっしゃられたように事故の問題であるとか、市が援助の問題であるとかいろいろあるわけでございます。今後におきましては、特にそういう団体が貴重でございます。一緒になってそういう活動を広めていってほしいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 江澤信明君。

○2番（江澤信明君） この安定化計画に国が、阿波市がもうちょっと医療費を削減しなさいよというふうな指定されないようにもう少し、各種いろんな自治体、それといろんな団体がございますので、それと連携を上手にしていって、医療費を抑制し、阿波市の国保財政の健全化に役立てていっていただきたいと思っております。

それでは、2番目の行政サービスについての質問をいたします。

今、市内各地で市民の皆さんが確定申告をしております。納税の時期が来て、いろんな窓口でも混雑しております。国の定率減税がなくなり、市民税が上がり、国民健康保険税もことしも上がっております。国の経済状況は百年に一度の経済不況に陥っており、失業者もふえ、不況で収入減になっている人々も多くなっております。

しかし、税を大きな負担に考えながらも、多くの市民の皆さんは納税の義務を果たしております。私は去年の6月の質問の中で、納税に対し市民の公平感を阻害するような所得がありながら、また支払い能力があるにもかかわらず、著しく誠実性を欠ける滞納者に対して、行政サービスを制限する行政サービス制限条例を考えてはどうかですかと提案いたしました。私ども議員は、弱者に対してどのような配慮ができるか、また法的にどのような制限ができるのかということを他の自治体の条例等を参考にし、勉強会もしております。半年以上たっておりますが、理事者側はどのようなメンバーで、またどのような組織で何回ほど勉強、研究会をしておりますでしょうか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 行政サービス制限条例の検討状況についてというご質問でございます。

行政サービスの制限につきましては、市税等収納率向上対策本部会議におきまして検討をいたしております。今年度におきましては、2回の会議を開いております。メンバーにつきましては、前部長、それから関係課長、それぞれ約二十数名ぐらいのメンバーでございます。

会議で報告されております事柄につきましては、5点ほどございます。1つ目が、行政サービス制限を既にされている全国市町村の状況につきまして情報を本部会議の中で共有化を図っていきたい。

それから、2つ目が阿波市における各部局、各課で現在実施をされておる行政サービス

制限の状況と課題についての検討を図る。

それから、3番目には、行政サービスの制限はどのような市のサービスをするのかということで、各部局ごとに実はサービスの内容につきまして出していただいたわけでございます。総務部では14件、市民部では7件、それから産業建設部では9件、それから健康福祉部では3件、それから教育委員会では5件、水道課1件の計39件の阿波市としてのサービスがございます。そのうち制限を加えておると申しますか、要綱、要領等でいろいろ市税を滞納している者とかというふうな文言で制限を一部加えております。それにつきましては、消防防災対策課の入札参加資格、それから建設課の市営住宅の入居申し込み、それから駐車場、これも市営住宅でございますが、駐車場の使用の許可申請、商工観光課では商工業振興資金利子補給、それから環境衛生課では浄化槽の設置事業の補助金、教育委員会では奨学金の交付、それから情報課では放送サービス、それから企画課では阿波市の有料広告掲載、国保医療課では限度額適用認定証の交付、税務課では国保の短期被保険者証の交付、それから資格証明書の交付、現在規制を設けておりますのは、この11項目でございます。

それで、次に4点目の分でございますが、サービス制限に当たり、税のみ滞納者とするのか、使用料、いろんな使用料もでございます。使用料なども含めて制限するのかの課題についての協議も行っております。

それから、最後になりますが、5点目の行政サービス制限を条例化で制定した場合と現在実施している行政サービスの制限の規則、要綱で義務づけた制限とその効力、強制力にどのような違いがあるのか。参考事例として話し合いを持っております。

以上、概要につきましてはそういう内容でございます。

○議長（稲岡正一君） 江澤信明君。

○2番（江澤信明君） 今の担当部長の答弁の中に、約8カ月ぐらいたってますけど、2回ほど部長級、課長級、担当職員二十数名で勉強会開いたというふうにお聞きしておりますけども、私が6月に質問また提案したときには、早急に集まってそういうことを勉強いたしたいというふうな収納対策本部長の答弁でございました。早急にということ、8カ月で2遍ほどかもわからんですけど、若干それが少なくて、私も残念に思っております。

それと、39件の行政サービスが現在行われておまして、制限とかいろんなもんで行政サービスを制限しとるのが11項目あるということですので、ただ私は前回6月に質問したときには、もろもろの今のそういうふうな、今現在制限とかされておるような条項だ

けでも条例はできますというふうな提案もさせていただきました。

そしてまた、弱者に対してどのような配慮ができるかとか、というのは今窓口でも生活相談の窓口みたいな置いております。だから、この今言った他の自治体の条例を参考にするとかもろもろ5点ほど言っておりましたけども、弱者に対してのどのように配慮するのかというふうなお話はございませんでした。だから私は、勉強会をするのはいいけれども、もう少し回数も含めて、中身を充実したような勉強会をしていただきたいと。それを非常に残念に思っております。余りにも対応が遅いように思います。

行政側も今収納率向上対策本部みたいなものを設けて、全職員一丸となって納税を働きかけているような状態でございます。大多数の市民は、納税に誠実におこたえをしていると思います。今は、市の行政側も窓口のほうで生活相談みたいな窓口を設置したように、弱者に配慮しながら、所得があるにもかかわらず、また支払い能力があるにもかかわらず著しく誠実性が欠けた納税者に対しての行政サービスすることは当然であって、この条例は制裁が目的ではなく、滞納を防止し、市民の税に対しての信頼性を確保することであります。地方自治体が自立し、政策・立案能力を問われておる時代になっておりますし、また職員も、我々議員も勉強し、その能力を高めていかなければなりません。

この市の対応が遅ければ、我々会派も勉強会をしておりますので、議員提案でこの条例を提出することもできますし、また我々と一緒になって理事者側も勉強会を開いていただくと。議員の我々のほうに、こういう勉強会するので参加してくださいというふうなこともおっしゃっていただいたら、積極的に参加いたしますし、このことについては担当部長にお答えさせていただきます。

それでまた、小笠原市長には、税を含めて行政の公平性について、今までの誠実に行政を行ってきたその辺のことを踏まえまして、公平性についてお答え願いたいと思っております。

○議長（稲岡正一君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 江澤議員の再問にお答えをいたしたいと思っております。

期間がありながら回数が少ないでないかというご質問でございます。いろいろ検討委員会が数あるわけでございます。それと、なかなか資料を集める時間も必要でございました。今後におきましては、早く、検討を重ねまして、立派な条例ができますように努力をしていきたいと考えております。

それと、先ほど十分説明ができなかったわけでございますが、検討委員会の中でどうい

うことを検討したのかというのを少しご説明させていただきたいと思います。

まず、1つ目でございますが、税だけでなしに収納等も含めたらどうかというご意見もあるわけでございます。各種行政サービスを受ける際に、市税等納税納付確認書を提出してもらう必要があるということでございます。申請があってから確認作業を行うのに同一端末で、パソコンの話でございますが、確認できないため、各課との横の連絡を密にする必要があるとともに、サービスを提供するまでの時間を要する。大多数の納税者に時間的なロスを与えると。いろんな協議を行っての意見であったり、課題でございます。

それから、2番目には、行政サービス制限を受ける対象者の選定が必要じゃないかということなんですが、すべての滞納者が制限を受ける制限は困難と解されますので、特別な事情で納付が著しく困難となり、分納誓約あるいは徴収の猶予を受けている方、例えば天災、その他災害または盗難により著しく損害を受けたもの、それと生計を一にする親族が病気にかかり、もしくは負傷、または死亡により多額の出費を要した者等々制限を行わないという、そういうふうな方につきましては、先ほど議員の意見にもお答えしましたとおりでございます。このことによりまして、納税についての著しく誠意を欠く者に対して行政サービスの制限措置を講じることから、これらの対象者の選定作業の会議が必要でないかという考え方があるわけでございます。

対象者ということでは、固定資産税滞納者の中には、市外に居住をされておる方、その場合には制限を受けないというケースもあるということで、滞納状況に陥っている人ほど行政サービスを必要としておるのではないかと。そういう可能性が高い等考えられるというご意見もございました。

国保の滞納者には、保険証にかえて資格証明書が交付されていますが、子供の心身ともに健やかな育成に資するために、昨年12月に法律改正で、中学校卒業までの3月31日までに被保険者証を交付することとなっております。阿波市におきましても数件ございました。

それから、3番目には、条例を制定せずに行政サービスにかかる、現在あります規則、要綱でその効力、強制力についてできないかという考え方なんですが、一般に住民に義務を課し、また権利を制限するのであれば、地方自治法第14条第2項の侵害留保原則にのっとり、条例によらなければならないこととなります。侵害留保原則とは、私人の自由と財産を侵害する規則、行政には法律または条例の根拠が必要であるという原則でございます。自由と財産を侵害するという事、具体的には人の有する権利を制限、剥奪する行



為、それから一定の行為を義務づける行為、それから一定の行為を禁止する行為、それから人の身体、財産への実力、強制を受任させる行為、以上に関連をいたしまして、一定の義務違反を処罰することなどがございます。

これらを行うには、国民の代表である国会で定める法律、または住民の代表である地方議会で定める条例にそれを許す根拠規定がなければならないというふうにもなります。

一方、資金補助行政や保育所における保育などのような給付行政の分野におきましては、給付に一定の条件をつけたり、給付の対価を徴収したりすることは、私人の本来的な自由、領域への侵害ではありませんので、侵害留保原則には適用されないということとなります。このことから、これが給付行政である限り、条例を制定せず、それぞれ規則や要綱で制限することについては、法的には問題は存在しないこととなります。

したがって、条例制定をした場合と条例を制定せずに規則、要綱で制限した場合は、その実効性の上ではほとんど違いはないということになるわけでございます。納税義務は、確かに住民の基本的な義務ではありますが、その徴収や滞納処分は別途の法令により手続が定められており、その手続において行政側がどの程度の啓発、その他の手続上の努力をしてきたか。また、滞納者がどのような理由により滞納しているかも問題がいろいろあるわけでございます。

確かに条例化することにより、納付する能力がありながら、再三の請求や督促に対して、納税を拒否する極めて悪質な滞納者の行政サービスの停止や制限の対象にすることによって、条例という法形式を用いて広く宣伝して執行していく必要もあるのではないかと考えております。そういうことで、議会の皆さんとも今度協議を図りながら早急に進めてまいります。そのように考えております。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 先ほどの江澤議員の行政サービスの制限条例の検討でございますけれども、現在徳島県におきましては、ほとんどの町がまだ実施しておりません。藍住町においては既にやっておりますけれども、そのほかの町ではほとんどやっておりません。

また、市におきましても、ほとんどのところでまだできていないという状況でございますので、今後この制限ということになりますと、非常に多くの問題が発生をいたすおそれもございますので、関係部課と協議をしまして、阿波市にふさわしい制限条例を制定をし

たいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 江澤信明君。

○2番（江澤信明君） 担当部長からそのようにもろもろのことをおっしゃっていただきました。

ただ、制限条例をつくっているところは全国にたくさんございまして、また私は徳島でも藍住町が制定する前に、簡単なものでもいいからそういうものをつくらないかというふうに提言させていただきました。大体そういう条例を制定している市町村でも、本当にそれを適用しているような事例というのは、年に本当に数例なんです。実際は大枠で、啓蒙啓発活動みたいな条例でございますので、本当に難しく考えなくて、こういう条例がありますよと。皆さんと同じようにまじめに納税しとる人と同じようにサービスが受けれるというんではなしに、本当に著しく悪質で誠実性が欠けた方に対してのみということですので、大体年に数例がほとんどの自治体らしいでございます。

それですので、担当部局におきましては、我々議員もこれに対しては勉強しておりますので、ともに研究会なりそういうのをお声かけていただきましたら、このような条例は余り難しく考えなくてできると思いますので、どうかそういう機会をつくっていただきましたらありがたいと思います。

それで、小笠原市長も常々阿波市は一つ、そして市民に対して誠実で公正で公平な行政をしなければならないとおっしゃっておられました。4つの町が合併し、多くの問題を抱えて、市政に対して難しいかじ取りをこの初代市長として精いっぱい取り組んでこられまして、それを見事になされました。そのことを私も、また市民の多くの方々も高く評価し、そしてまた敬意を表するものと思っております。

私たち議員は任期1年残っております。小笠原市長の市民に対して誠実で公正で公平であれというふうなお教えを、これから新しく選任されるであろう誠実でクリーンな市長とともに、我々議員もともにそれを実現させていきたいと思っております。

小笠原市長におかれましては、残された任期を全力で市政に取り組み、退任後はお元気で長生きなされて、長寿社会の手本になるような、お体を自愛されますよう心からお祈り申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（稲岡正一君） 以上で本日の日程を終了いたします。

次回の日程を報告いたします。

次回は10日午前9時30分より一般質問であります。9時30分でございますので、  
時間の間違いのないよう出席をお願いしたいと思います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時31分 散会